

電産10月闘争と電産型賃金

足立長太郎氏に聞く

- 1 戦時の東電労働者
- 2 電産協の結成
- 3 電産10月闘争と電産型賃金
- 4 電産型賃金の意義と問題

はじめに

日本電気産業労働組合協議会（略称・電産協）は、1946（昭和21）年4月7日、日本発送電と関東配電など全国9配電会社の従業員組合を結集し、企業別組合の協議体として結成された。結成時の組織人員は9万5000人である。

電産協は1947年5月6日、前年における産別会議の10月闘争の勝利を背景に単一化を果たし、全通、全日本機器と並ぶ産別会議の最有力組合として、占領期の日本労働運動の一翼になった。

この電産労組の運動で何よりも注目されるのは、1946年の10月闘争、いわゆる電産第1次争議であろう。電産労組はこの10月闘争で、3要求（電気事業の民主化・生活費を基礎とする最低賃金制の確立・退職金規程の改訂）の実現をスローガンに政府および使用者側と激しく対決し、賃金要求ではいわゆる「電産型賃金」と通称される、生活保障給を基礎とする賃金体系を勝ち取った。この電産型賃金体系は、1950年代半ば、職務給や職階制賃金が導入されるまでは、日本でもっとも基本的なモデルの賃金体系として、多くの企業において採用されていた。

証言者の足立長太郎氏は、電産労組の中央委員（のち常任中央執行委員）として電産10月闘争に参加され、のち産別会議の副議長や事務局長を歴任された。

足立長太郎氏からは2回にわたって証言をいただいた。第1回目は1983年6月9日、第2回目は同年11月10日で、場所はいずれも法政大学市ヶ谷キャンパス内、80年館3階の大原社研会議室においてである。本稿は、この2回にわたる証言を吉田健二の責任において編集し、これに足立氏が加筆・補正したものである。足立氏にはまげて感謝を申し上げたい。

なお、足立長太郎氏からはさらに電産民同についても証言を得ている。この電産民同に関する証言もまことに貴重であり、稿を改めて紹介することにしたい。

（吉田健二）

足立長太郎（あだち・ちょうたろう）氏の略歴

1911年（明治44）4月1日、神奈川県横浜市中区石川町に生まれた。1929年3月、市立横浜商業学校の商業科を卒業した。大学進学をめざして浪人中に結核を発病し、数年間病床に臥した。1937（昭和12）年4月、東京電灯株式会社に入社し、神奈川支店に配属された。終戦の年の1945年11月、関東配電＝東電の労組結成に取り組み、のち電産協、電産の単一化に中央委員として神奈川支部で活動した。1948年4月に電産労組の常任中央委員に就任し、翌49年に産別会議に出向し、副議長のち事務局長となった。この間、勤務地の神奈川県で復活メーデーの準備や横浜労働組合会議、神奈川労協の結成をすすめ、また神奈川産別会議の結成や活動を指導した。1950年、電産労組の関東地方本部の副委員長、兼事務局長となった。同年8月26日、レッドパージで解雇された。以後、食料品店を営み、そのかたわら電産のレッドパージ撤回・復職の裁判闘争に参加したが、最高裁で敗訴となった。1972年に結核が再発し、療養生活に入った。現在、神奈川県藤沢市に在住。

1 戦時の東電労働者

産別会議との関係

本日は、かつて産別会議の副議長をされ、また第4代目の事務局長として後退期の産別会議の指導を担われた足立長太郎さんから証言をいただくことになっております。足立さんにはわざわざおいで下さり、有難うございました。

足立さんは“輝ける電産”のリーダーの一人でありました。ほんとうは、電産協の結成から産別会議の解散にいたるまでの、電産の運動全体について証言をお願いすべきであろうと思います。今回は、電産における産別会議の10月闘争の取り組み、とくに「電産型賃金」の策定の経緯や電気事業の民主化などを中心にお願いしてあります。本日は、どうぞよろしく願い申し上げます。

足立 本日は、大原社研の研究会にお招きいただきまして、有難うございました。ご連絡を受けましてから、かつての電産労働運動の歴史について調べ、報告の準備をすすめておりました。

私の産別会議との関係は1948年からで、やや遅いのです。1949年の6月に副議長に選ばれ、同じ年の11月の第5回大会で事務局長に就任し

ました。そして翌50年10月に電産が産別会議を脱退した結果、事務局長のポストを吉田秀夫さんと交替し、産別会議との直接の関係は切れるのです。

今回は、産別電産時代の運動、とくに1946年の電産10月闘争と「電産型賃金」を中心に話すようにとのことであります。電産の労働運動に関係した一人として、私自身、語っておきたいとも思っておりました。しかしだいが昔のことですから思い違いがあるかもしれない。その点をご容赦ください。

東京電灯従組

足立 私が東京電灯株式会社（東電）に入社したのは、日中戦争が始まった年の昭和12年のことです。最初の赴任先は神奈川支店で、当時は横浜支店といっていました。私は長い病気をして、だいがブラブラしたあとで勤め出したのです。

昭和12年という年は、もう労働組合を名乗って運動が出来る状況ではなかったのです。総同盟が「罷業絶滅」を宣言して戦争に協力し、東交も方向転換しています。私の学校時代の友達で、『戦旗』の支局をやっている東京電灯をクビになった人がいました。横浜支店にもそういう残党がないかと探したのですが、影も形もありませんでした。

東京電灯は戦前、東交や東京市従と並んで労働運動が盛んなところでした。

足立 ええ、そうです。東電の組合は、大正15（1926）年4月に東京電灯従業員組合として誕生しています。当時、労働組合は右派（総同盟）、左派（評議会のち全協）、中間派（組合同盟のち全労）の三つに分立していましたが、東電は中間派の位置にあり、当初は賃上げや退職手当の獲得、昭和3年には金融恐慌期の東京電力との合併にともなう解雇反対闘争や、不当配転反対など激しくたたかった歴史があります。

この東電の従業員組合は、最盛期には2000人ぐらいになっていたようです。従業員は全体で1万3000人ですから、かなりの労働者を組織していたわけです。しかし東電の労務担当の重役にかなり懐柔のうまい人がいて、個別にどんどん落とされ、配転などを重ねて組合員はばらばらにされ、結局は潰されてしまったのです。これら東電の労働運動について詳しくは、佐良土英彦著『東電組合運動』（1934年）や協会の『最近の社会運動』（1930年）をご覧ください。

西村祭喜と関東電気労組

足立 もう一つ、東電にはその昔、産業別の関東電気労働組合という全協系の組合も結成されていたようです。この関東電気労組は、どうも東電の従業員組合の結成より1年ほど早く結成され、従業員組合と並んで活動し、かなりの影響力があったようです。中心的な指導者は西村祭喜（にしむら・さいき）さんと林柁木（はやし・まさき）さんという人です。西村さんは評議会時代からの運動家で、日本共産党に入っていたようです。この関東電気労組には、戦後に産別会議の第二代目事務局長となった吉田資治さんも加入していて、西村さんらと大正末期

から昭和初めの時期、東電における左派の運動を指導していたということでした。

西村祭喜さんも林さんも、昭和3年にいわゆる「帝都暗黒化事件」（停電スト）というデッチあげ事件がありましたが、このときに会社から解雇され、関東電気労組も解散を余儀なくされています。吉田資治さんの場合は翌年、全協の組織準備中に4・16事件で検挙されました。一方、西村さんは間もなく満州に渡ったとのこと。私自身、西村さんとも林さんとも面識はありません。

西村さんは東電でも優秀な技術者だったらしく、いまでも語り草になっています。猪苗代湖の水力が開発されたのは、大正末期のことです。この猪苗代湖の電力を東京に引く特別高圧線というのがありますが、西村さんはその設計全般を担当された方です。彼は終戦後、同じ産別会議の全炭（全日本炭鉱労働組合）に書記として勤められ、なぜか電産の方には顔を出しませんでした。戦前に満州に渡ったということが、尾を引いているのかもしれない。本当は、こちらから挨拶に行かなければならないお方だったのです。私自身、忙しさにかまけているうち4、5年前に亡くなったそうで、大変申し訳ないことをしたと思っています。

私が入社する前に、西村祭喜さんにつながる東電の組合員はほとんど全員、クビを切られておりました。解雇された人達は戦時中、自身の技術などで食をつなぎ、戦後になって電気技師として日発（日本発送電株式会社）や配電会社に就職しています。そして昭和22年5月、京都で電産の創立大会がありましたとき、古い方たちが代議員として参加され、お互いに「いやぁ、お前も入っていたのか」という具合に手を握り合って、厳しかった昭和初期の東電の組合運動を語り合い、懐かしがっておりました。

東京電灯職員同志会

足立 私が入社したときは、従業員組合の片割れというのか、東京電灯職員同志会という名称の組合が残っていました。会社側に御用組合を育てようという意図があったのか、組合（職員同志会）の存在を黙認していたようでした。また互済会という日用品の販売・配達を行う購買組合もあり、東電の労働者は、従業員組合と購買組合が一体となった活動を行っていました。これが戦前における運動の一般的な形態だったと思います。互済会は現業の人が多く、私も入社してすぐ、これに入りました。

しかし間もなく産報運動が始まって、職員同志会が産業報国会へ改組することを警視庁から勧められ、昭和15年6月に組合の徽章や赤旗（組合旗）などを燃やす儀式を行って解散したわけです。総同盟や東交が解散したのも確かこの年です。東電の組合は比較的遅くまで残っていたのです。

職員同志会はどんな活動をされたのですか。

足立 昭和2年ごろ、全協系が五法獲得運動を実施し、こうした背景もあり東電にも健康保険組合が誕生しました。しかし、労働組合が次第に非合法化され、表向きは活動が出来なくなりました。こうした中で彼らは、健保組合の活動に注目したわけです。健保組合は法律で設置することが決まっていた。彼らはこの健保組合に一人でも多くの代議員を出すよう、相当精力的に取り組みました。そして大分こっち側の代議員を送り込み、また被保険者連盟というようなものを組織して、事実上、労働組合と同じような活動をしていたのです。

東電の戦時の活動を特徴づけるのは、こういうのを厚生運動というのかどうか知らないけれども、健保組合を舞台にした活動がメインでした。東電の健保組合は、慶応病院と提携してい

ました。東電は慶応病院に、独自に病棟を持っていたのです。当時、結核が多く、国民病とよばれ、東電の事務系にも結構、結核患者が入院していました。逗子にもサナトリウムを一棟借りてもっていました。従業員組合が非合法化されたのち、私らは健保組合の中での活動に力を注ぎ、その結果、従業員の福利厚生は、よその会社より相当充実していました。

身分差別

足立 戦前の東京電灯にはかなり厳しい身分差別がありました。まず、社員と傭員に分かれていたのです。職員の場合、事務系では普通だと事務雇、書記補、書記、主事補、主事、理事、あとは重役となります。技術系では工務員、技手補、技手、技師補、技師となります。給与も社員と傭員とは違っていました。社員は月給制で、傭員は日給制です。休日について社員は週休、傭員は月2回でした。ただし、傭員の方は出勤すれば日当が付きますので、ある意味ではよいという面もあったのです。また、労働時間は8時間と10時間の差があり、胸につける社員章も金と銀の色差がありました。これらの身分差別は戦後、職制の民主化や月給制の確立などの運動を通じて撤廃されております。

問題は、労働組合に入るとたいい事務系は書記補、技術系では技手補で止まっちゃうのです。

それだけでないのです。会社は、組合員に対して懲罰的な人事を行い、事務系の場合は調査部とか、現業ですときつい仕事や嫌な職種に異動させていました。調査部というと現在では良いイメージがありますが、東電の場合は、営業所や出張所を回ってあら探しを行う部門なんです。現業の方はもっと露骨で、「現調」といって一軒一軒回って、契約どおりの電球を付けているか調べ、違反した場合は6か月から1年間ぐ

らい遡及して差額の電灯料金を徴収する仕事に異動させるのです。私が入社したときも、左遷されてそうした仕事に従事していた人が何人かいました。

このように、東電の場合、組合員に対する会社側の差別や嫌がらせは徹底したものでした。だから、私が入社したときでさえ「組合に入れば、出世できないぞ」といわれたのです。終戦となって、早い時期に東電に労働組合が結成した背景に、戦前・戦時における身分支配や組合運動に対する弾圧が一つの要因になっていたと思います。

関東と関西の労働組合

足立 電気産業の労働運動は戦前の場合、むしろ関西の方が盛んだったのです。大正10年4月に、大阪電灯争議といったのかな、かなり大きな争議が起きています。これは団体交渉権の獲得を目的とした争議ですが、翌年ぐらいに活動家が解雇され、組合も潰されています。電産の初代の委員長は、関西配電出身の川口孝治という人でした。実は彼がこのときの生き残りなんです。また関西の地方委員長をしている人に川俣泰三という人がいますが、彼も生き残りです。関東配電の書記長をした岩気守夫という人も、そうなんです。

関西の電気産業の労働運動は、友愛会 = 総同盟の色彩が強い形で展開されていたようです。戦後も最初はそうだったのです。いっぽう関東の方は、東電の場合ですけれども、評議会・全協系の組合もあったけれども、中間派の従業員組合の主導で運動が行われていたわけです。ところが戦争が終わって、戦前は少数派だった旧全協系の動きががぜん活発となり、電産の運動が、左派の産別会議や日本共産党の方の関係をやや強くもって展開されていった、という経過だと思います。

2 電産協の結成

(1) 関東配電従組の結成

配電統合

足立 電産の結成について述べる前に、戦前の電力会社の事情について紹介しておきます。先にこのことを述べないことには、東電すなわち関東配電（関東配電株式会社）のことも、電産の労働組合も理解できないのです。

東京電灯は明治16（1883）年に設立されています。戦前の日本に、電力会社は何十とありました。東京電灯は大正時代から合併を繰り返して、日本でも有数の電力会社になっていました。昭和期になってさらに電力の独占化がすすみ、東京だけでも東京電灯、東京電力、東京湾電力などがあつたのです。

東京電灯は昭和3年に東京電力を吸収合併して、関東の覇者となっています。しかし東京をはじめ関東には東京電灯のほか、関西の方から大同電力とか日本電力、名古屋の方からも東邦電力などが入っていて、極端なことをいえば、このビルが東電と契約しますと、隣のビルが東邦電力と契約し、電気料金も個別に競り合っていたのです。そして、大正時代の末期から昭和初期に日本の電力会社はほぼ東京電灯、大同電力、日本電力、宇治川電気、東邦電力の5社となり、その独占が完成しました。

ところが満州事変以降、戦争が拡大・長期化するなかで政府や軍部は、軍需政策の面から電力の一元化、すなわち電気事業の国有化について企画・立案を検討し、昭和11年に電力国営化案をまとめました。私が入社する1年前のことです。そして昭和14年4月1日に発電・発送部門を専門とする日本発送電株式会社（日発）が設立し、昭和17年に関東配電、関西配電、北海

道配電，その他東北，北陸，中部，四国，中国，九州に各配電会社を設置することに決まったわけです。東京電灯はこのとき，東京市電気局と統合し，関東配電株式会社として発足したのです。

総務部の音頭で結成準備

さて，電産の結成についてのテーマに移りたいと思います。東電すなわち関東配電の組合が結成されたのは1945年12月20日です。電気産業では関西配電が一番早く，同じ1945年12月8日に組合が結成されています。二つとも労働組合の結成としては日本でもかなり早い方ですが，関東配電の場合はいつの時点から動きがあったのですか。

足立 関東配電における労働組合の結成の取り組みはかなり早かったと思います。電産の歴史をまとめたものに、『電産史資料』があります。ここに関東配電の組合結成についても紹介がされています。

私は終戦時，海軍にいました。海軍といっても任地は陸だったのです。私は除隊の手続きを済ませ，10月に入ってすぐ会社，勤務先の横浜支店に出ました。そうしましたら，間もなく東京の本社から「関東配電の従業員組合を結成するので，有志を募って東京の本社に寄越してほしい」という連絡が入ったのです。たぶん会社にとって都合よい組合，つまり御用組合を先手をとって結成しようと考えたのではないかと思います。本社の総務部からの連絡だったように記憶しています。

これも変な話です。横浜支店では，戦前に組合運動の経験がある「残党」を何人が挙げて東京の本社に出掛けたのです。昭和20年の10月中旬のことです。そして，会社立ち会いみたいな格好で，本社の総務部で組合結成のための第一回の話し合いが持たれたのです。このことにつ

いては河西宏祐著『聞書・電産の群像』（1992年）の中の吉田一吉証言でも紹介されています。

関西の方，すなわち関西配電の方は急いで組合をつくったようです。いま12月8日結成という話がありました。関西の方は戦前以来，総同盟の系統にあり，川口孝次さんや岩気守夫さんらが中心となり，本社と連絡をとりあって組合結成をすすめ，当初は総同盟の方との関係を強めていたようです。関東配電の方は慎重に準備しました。私らの関東配電従組の結成が関西より約2週間も遅いのは，そのせいだと思います。

会社がリーダーシップをとって労働組合の結成を準備した例は，当時かなりあったようですね。

足立 ありました。占領軍自体，労働組合の結成を奨励していました。また，どうせ労働組合を結成しなければならなかったら，息のかかった，会社側の立場に立つ御用組合を結成しておけば何かと都合がよい，と考えたのだと思います。関東配電の場合も，組合結成の問題に関しては会社側の方が積極的だったのです。むしろ私の方が，慎重に構えていた面がありました。だって，1，2か月前までは労働組合は非法組織であり，組合運動家は治安維持法で検挙されていたのですから。

とにかく組合結成にあたっては会社側の方が熱心で，積極的でした。私らが10月に最初の話し合いをしましたとき，会社側は，荒畑寒村さんが書いた『労働組合結成について』（1945年10月刊）という，発行されたばかりの薄いパンフレットを参考資料として私らに配ったのです。

政治評論誌『人民』や暴露雑誌『真相』を発行していた，人民社のパンフレットですね。

足立 さあ、今日、持ってくればよかったですね。そのパンフレットには労働組合の目的や役割、運動の歴史、活動の仕方などについて書いてありました。労働組合法はまだ法律として成立していなかったけれども、労働組合法案の内容について紹介した資料も配られた記憶もあります。だから会社側でも一応、労働組合が合法性を得ていくということについて認識をしていたと思います。それで、会社側にとって嫌なものでも組合は出来るだろう、当然出来るものならば息のかかった御用組合をつくりたい、という判断なり配慮があったことは確かなんです。

労働運動再開の3条件

足立 関東配電の場合、総務部が音頭をとって従業員組合を結成した面があります。しかしだからといって、私らが会社のいいなりで組合を結成したということでは決してないのです。そこには会社側の思惑を超えた従業員の、各支店や営業所における下からの組合結成の動きがあったのです。現場からの盛り上がりがあったからこそ、関東配電にも電産協にも一本、筋が通っていたのです。

各支店や営業所において、組合結成の動きが出てきたのはいつぐらいからですか。労働組合法が公布されたのが1945年12月22日（施行は翌年3月1日）です。やはり12月に入ってからですか。

足立 いや、昭和20年の10月ぐらいからボツボツ出て来ていたと思います。東京電灯の従業員は、10月から11月にかけて復員したり、召集が解けたり、あるいは疎開先から戻ってきます。しかし東京にしる横浜にしる、大変な空襲に遭っていて、住む家も無ければ食う物もない。

他方で、電気の復旧や保線・補修は、GHQや第八軍から絶対命令を受けており、とくに進

駐軍関係の仕事はきつかったのです。エネルギー確保と電気事業の復旧は、日本の産業復興のためにも最優先の課題となっていて、電気産業の労働事情はそれは厳しかったのです。また生活面では9月、10月はそれほどインフレーションは激しくなかったのですが、11月に入ると急にカーブが上がって、生活が一挙に苦しくなりました。こうした状況の中で、かつて東従（東京電灯従業員組合）に関係していた年輩の人達が、多少ためらいながら動き出したのです。

戦争が終わって、私が神奈川支店に戻ったのは10月です。神奈川支店ではもう10月ぐらいに、労働組合の結成について話題になっていました。神奈川支店にも、かつて東京電灯従業員組合に入っていた年輩の社員がいて、組合はどうこうして結成するとか、手取り足取りで「伝授」していたのです。神奈川、千葉、埼玉であれ、関東配電において労働組合の結成をめざして動き出した連中は、総同盟系や全協系を問わず、多少でも戦前に組合運動の経験がある人がごく最初のうちは中心となっていました。東電の場合でもそうだったのです。

各支店において、労働組合の結成へ向け確実な動きとして移っていくきっかけは、三つぐらいあったと思います。

一つは、政治犯の釈放と治安維持法の撤廃です。昭和20年10月10日に、全国で3000人といわれる政治犯が釈放されました。けれども労働運動との直接の関係では、やはり治安維持法の廃止が決定的であったと思います。労働組合を非合法として扱い、労働運動だけでなく、あらゆる社会運動を抑圧してきた治安維持法が廃止されたのです。私らはなお不安がありましたけれども、これで、労働組合を結成し、労働運動を行っても罰せられることがなくなったのです。私らが、文字通り「解放」されたかは議論のあるところですが、しかし労働組合運動を行っても

罰せられない、という心持ちは、何よりの安心であり、より所となりました。

二つは、占領軍が、労働組合の結成を勧奨したことだと思えます。戦時中、政府は産報運動を勧奨して、自主的な労働組合を強権でもって解散させました。こんどはGHQが、日本に民主主義を育成するための一環として、労働組合の結成を勧奨したのです。占領軍は、労働組合結成の手引き書とか、会議の持ち方などに関するいろいろな文書を発行して私らに配ったのです。もう私らに労働組合運動の障害が無くなったのです。

こうした占領軍の民主化政策もあって、10月中に労働組合法を制定する委員会（労務法制審議委員会）が発足し、12月22日に労働組合法が制定されたのです。

けれども私らが当時、何よりも衝撃を受け、勇気づけられ、労働組合の結成に自信をもったのは読売争議（第1次）でした。これが三つ目の条件です。

石井鉄工蒲田工場従組の賃金5倍引き上げもありますね。当時、かなり話題となったようですが。

足立 ええ、ありました。けれども、やはり読売争議の衝撃ははかりしれないものがあります。読売争議は昭和20年の10月中に起こっています。しかも読売争議の場合は、業務管理といったのかな、生産管理を実施し、正力松太郎社長をはじめ重役連中の戦争責任を追及して追放しました。この読売争議は、私らにとって大変な衝撃で、関東配電の労働者だけでなく、他の会社の労働者にとっても励ましになったと思います。多くの人が、労働組合を結成し、労働運動を行ってももう大丈夫である、と受け止めたと思うのです。私自身、神奈川支店で組合結成のため、一人一人署名とハンコを押してもらっていましたが、当初ためらいのあった年

輩の社員も、読売争議以降は「こんどは大丈夫だろう」とほとんどの人が判を押してくれたのです。

関東配電従組の結成

お話のように、関東配電では1945年10月以降、各地の支店や営業所単位に従業員組合の結成がすすみ、これと並行して組合の単一化がめざされました。この関東配電全体の組合結成は、本社の総務部が主導したとこのことであります。関東配電では、いわば労使が共同作業で結成を準備したということなんです。

足立 まあ、きっかけはそういう形です。総務部長は当時、谷川という人で、戦時中に内務省から防空体制確立のためにきたのです。彼は間もなく山梨県知事になっています。公選制になる前のことです。その谷川さんが、関東配電に組合が無いというのでは格好がつかないということで、最初に吉田一吉さんらに声をかけ、組合の結成を頼んだらしいのです。

吉田さんは、もとは東京市電気局におられた東交の活動家で、昭和14年の配電統合で東京電灯に移られたのです。吉田さんは戦前は総同盟系の人で、電産協結成の世話人の一人となり、単一電産の関東地本の委員長だった方です。東電の下請け企業に、帝国コンデンサーという会社があります。彼は民同に走って電産を脱退し、関東配電労組や電力労連の役員したのち、その会社の社長になっています。

だから関東配電従組は、ごく最初は本社の総務部と吉田一吉さんを中心に結成が準備されていたのです。この動きに、初代の委員長となった岡部薫美さんなど、かつての東京電灯従組で組合運動していた連中が乗ったという経過です。

関東配電従組は1945年12月20日、東

京・芝浦会館に代議員400名が参集して結成大会をもちました。各地の支店や営業所の組合を一丸とする関東配電は、単一の労働組合として呱呱の声をあげました。結成大会には足立さんも出席されたのですね。

足立 ええ。出席しました。そして、結成の翌日には会社側に対し賃金3倍値上げなど待遇改善の要求書を出し、1週間ほどかなり荒っぽい交渉をして要求をほぼ勝ち取りました。読売争議やどこでもそうだったようですが、当時は、組合結成即団体交渉という形で運動が行われたのです。こうした闘争を通じて、関東配電は翌年の2月か3月に従業員組合から労働組合に名前を変えたのです。

関東配電の最初の争議

これは、前年12月21日の要求が実現しなかったのが再び出されたのかわからないのですが、関東配電の従組は、年明けの1946年1月11日に、1月15日午前9時までの回答期限付きで会社側に要求書を提出しています。労働省編の『資料労働運動史』（昭和20・21年版）によれば、賃金5倍値上げ、8時間労働制の実施、月給制の確立、職制の民主化、組合の経営参加、職員の電灯料金会社全額負担、の6項目です。

足立 前年の要求とは別個のものだと思います。組合結成の翌日に申し入れた要求は、月給値上げも入っていましたが、主に越年資金の獲得だったように記憶しています。年明けの申し入れは、中央委員会を開いて決め、会社側に正式に申し込んだ最初のものだったと思います。

戦争が終わって、9月10月はインフレはそれほどでもなかったのです。ところが11月12月に入ってインフレが激しくなり、闇経済に入っていて、少しばかりの賃金引き上げでは生活が出来なかったのです。だから組合では毎月毎月、

賃上げの要求書を出していたような状態でした。賃金3倍引き上げといえ、現在では暴論のように思われますが、当時は当たり前であり、それがまた比較的簡単に要求が通っていたのです。

11月12月ごろ、横浜ではもう食糧の配給もなくなっていました。モノを製造している会社の場合は現物支給があり、それを闇で売れば生活の足しになったと思います。私らの会社はモノをつくっている会社ではない。もう生活それ自体、立ち行かなくなっていました。それだけインフレが激しかったということです。

年明け早々の要求に対して、会社側は1月15日に基準額の3倍増額を政府決定の物価手当100円、家族手当20円、出勤手当1日3円の割合でなし崩し的に支給することを認め、他の要求に対しては検討する、と回答しています。

足立 組合はこれを蹴ったのです。

ええ。それで、組合側は急業戦術を決め、1月16日から電灯修理や保線工事を除く、本・支店間の連絡中止や書類送達の停止を実施しました。また交渉が決裂した18日以降、各支店・営業所で業務管理に入っています。組合側は1．非組合員たる課長以上の出社禁止、2．8時間労働制の実施、3．出勤簿の組合管理などを決めてこれを実行し、他方で、街路灯の点検作業、屋内・電柱の故障修理、業務の円滑な遂行など、サービス強調週間を設定しながら出勤の規律化に努め、相当な成績をあげたようですね。

この関東配電の最初の争議は、組合側の勝利に終わったようです。『資料労働運動史』（前出）によりますと、会社側は1月25日、1．本給の5倍に相当する総額支給、2．8時間労働制および月給制の確立、3．従業員組合の経営参加、4．職制の民主化、につい

て承認する旨の回答があり、職員の電灯料金全額を全額会社負担とする要求に対しては拒否したものの、基本部分での要求が認められ、組合側の全面勝利で終わりました。

足立 そうです。全面勝利といってもよいでしょう。順調な滑り出しでした。関東配電の本社は芝区の田村町にありました。私らは田村町の本社に押しかけ、社長以下を引きずり出してがんと交渉したのです。現在の団体交渉は労使がテーブルで向き合って、静かな話し合いで順次詰めていきます。当時の団体交渉は集団交渉で、組合員が動員され、経営者側を困むような形で、そっちこっちから怒号が飛ぶなかで行われたものです。戦前の組合運動の生き残りがいて、交渉とはこういうものだ、自らの体験を踏まえて私らに教えるのです。

神奈川支店の職場民主化闘争

足立 さて、この最初の争議において、私らの神奈川支店でもさまざまな職場要求闘争を行いました。便所を直してくれとか、食糧買い出し休暇を認めるとか、飢餓突破資金を出せとか、修繕部門の人に弁当代に見合う手当を出せとか、とにかく何十と細々とした要求を書き連ねて支店長と交渉したのです。

関東配電の初期の組合運動は、いま職制の民主化とか組合の経営参加などの要求が紹介されましたけれども、職場要求闘争であり、職場の民主化でした。

ここで一つだけ紹介しておきたいことがあります。神奈川支店の支店長は大石主計という人でした。神奈川支店は関東配電の中でも最右翼で、収入も多いし、営業成績も良いし、格が一番上なんです。出世コースの最有力ポストにあり、いずれは重役になる人が就任していました。昭和16年8月に電力の国家管理の一環として配電統制令が公布されます。中心となって推進し

たのは望月圭介というもと逓信大臣を歴任した人だったのですが、大石はその望月の娘婿で、知恵袋でもあり、電力統制の企画・立案を行った立役者でした。

その大石は労働組合にきわめて敵対的でした。支店長ですから、下っ端の従業員と接することはなく、部下に対して暴言をはき、部下はいくら悪口雑言をいわれても歯が立たなかったのです。

大石は、戦後という新しい時代の到来を理解できなかったのだと思います。彼は組合員に対して「組合運動をやっているお前らは、進駐軍に引っ張られるぞ」と脅したり、私らの要求に「いっさい耳を貸さなかったのです。私らは昭和21年の年明け早々、この大石という支店長の排撃運動を支店あげて取り組み、ついに追放してしまったのです。このときほど組合の存在の大きさ、組合員の団結の強さを感じたことはありませんでした。この大石支店長の追放で、戦時中から重しをかけられ、抑圧されていた気分が一気に吹き飛んだんですね。

戦線統一への動き

関東配電従組の神奈川支部は、神奈川工場代表者会議の開催や労働組合の産別結集でも大きな役割を果たしているようですね。

足立 神奈川県下でも組合の結成が進むと、次に県下の労働戦線の統一をどう実現するか、産別結集をどう進めるのか、あるいは総同盟との関係をどうするのか、という問題が浮上してきました。

労働組合の提携や産別結集について、私らの支部に対しては総同盟や、春日正一さんから日本共産党の指導者が関係していたと思いますけれども、神奈川工代会議の関係者の双方から働きかけがありました。結局、関東配電の神奈川支部は、神奈川工場代表者会議に参加し、これへ

の参加を通じて関東労協と関係を持ち、産別会議の準備会、そして産別会議への加入を決めるわけです。

この間、並行して協議体であった電産協の単一組合への改組を決め、やがて電産の結成へと進展していくわけです。先に、前者の問題について述べたいと思います。

神奈川県は戦前は総同盟の拠点の一つでした。土井直作という、総同盟でもオルグ指導では優秀ないわゆる地付きの指導者がいました。戦前の川崎や横浜などの大工場の争議は土井直作が手掛けていたようで、彼は終戦となつてすぐに総同盟系の組合づくりに取り組み、日本鋼管などをもうがっちり握っておりました。土井さんは、私らの組合が出来る前から来て、盛んに働きかけをしていたのです。けれども、私らは一応それを蹴って、年表では昭和20年12月25日に結成されたことになっているけれども、神奈川県工代会議に参加したのです。

関東配電の神奈川支部がなぜ総同盟に参加しなかったのか、その理由は総同盟に対する不信感が当時、とても強かったからです。

私は昭和21年の1月から、神奈川県工代会議の活動や横浜労働組合会議の結成、あるいは復活メーデーの開催準備などでずいぶん県下の工場を回りました。どの工場へ行っても、戦前の争議では総同盟に売られたとか、昭和何年の争議では総同盟の裏切りで敗北したとか、そういう話を聞きました。この種の話はとくに大経営の年輩の労働者ほど多かったのです。神奈川県復活メーデー実行委員会の準備会に入ってもらおうと、私自身、横浜船渠（横浜ドック）の組合に話し合いに行ったときもそうでした。横浜ドックは大正期から昭和期にかけて、何回か日本の労働組合の歴史に残る大ストライキを実施しています。年輩の労働者の何人も、横浜ドックの争議では土壇場で総同盟に売られた、とい

うような話を繰り返して、だから横浜ドックの組合は外部とは余り関係を持ちたくないと非常に閉鎖的な構えだったのです。

このように戦後すぐの時期は、戦前の総同盟に対する不信感がかなり強く残っていたのです。神奈川工代表の結成では「御用組合反対」のスローガンを掲げていました。当時は、資本・経営に妥協的でなく、厳しく対決する関東労協や産別会議の左派路線が支持される傾向にありました。

(2) 電産協の結成

「日発・9配電」の組合

足立 次に、電産協（日本電気産業労働組合協議会）結成の経緯について紹介したいと思います。

私が東京電灯に入った翌年の昭和13年4月に、戦時国策の一環として電力管理法が公布され、翌14年4月にまず発電・発送を専門とする日発（日本発送電）が設立されました。そして、昭和16年8月には配電統制令により全国を九つに分割して各配電会社を設立し、ここに日本の電力国家統制は「日発・9配電」という形態で完成したわけです。私が勤める東京電灯は関東配電となりました。

戦後、この「日発・9配電」の電気事業各社においては、九州配電の場合は5月とやや遅れましたけれども、昭和21年3、4月ぐらいまでに企業別の単一体として、すなわち企業別組合として結成されていました。そして、例えば東北配電の組合では、団体交渉権を得て賃上げなどの待遇改善や社内機構の民主化、経営参加などを実現していました。また佐々木良作さんが書記長をしていた日発従組でも、賃金3倍引き上げ、飢餓突破資金の獲得、職場の民主化、戦犯重役の退陣とか、私らの関東配電と大体同じ

ような要求を掲げてたたかっておりました。

要するに、「日発・9配電」の各組合は、同じ電気産業の労働者として組織、運動、条件、要求課題いずれの面でも共通性がありました。これならば「日発・9配電」の組合を打って一丸とする産業別の単一化をすすめる、電気資本家や、なお電気事業を統制していた政府に対抗すべきだと考えるのは当然でしょう。そして、昭和21年2月に中部配電労組の栗山良夫という人が電気産業における単一組合の結成を呼びかけ、電産の労組は電産協としてまず実現したわけです。

電産単一化の提唱

1946年3月6、7の両日、未結成の北海道配電を除き、各従組の代表が愛知県蒲郡市の中部電力社員寮に集い、「全国電気産業単一組合結成懇談会」を開催しています。この懇談会で、綱領や組織機構などを討議決定し、将来的に単一組合を目標としながら、当面は協議会として発足させることを確認しています。そこでお尋ねしたいことは、電産における産業別単一化の方針や電産協結成の提唱は、日本共産党の指導などによってなされたのでしょうか。

足立 日本共産党が直接、単一化を指導したとか、電産協の結成を提唱したということはないと思いますよ。懇談会の開催を呼びかけたのは栗山良夫さんたちです。彼は当時、中部配電労組の委員長をしていて、のち社会党の代議士になった方です。栗山さんが戦前に総同盟や社会大衆党に入っていたのかどうかは知りません。彼はのち社会党の代議士になったことは事実ですが、当時はどちらの立場にたつてということではなく、いわば中立の立場で呼びかけたのだと思います。

労働省編の『資料労働運動史』(前出)

に電産協の3か条の綱領が紹介されています。綱領は、第1条「われ等は電気労働者の使命を自覚し、以て民主主義日本建設に寄与せんことを期す」、第2条「われ等は統一せる団結の威力を以て政治的、経済的、文化的地位の向上と発展を期す」とあり、問題は第3条なんです。第3条では「われ等は全日本産業別単一労働組合を結成し、万国労働者との提携親和を期す」とうたっています。

当時、日本共産党は、労働組合の組織方針として産業別組合の全国結成をめざし、各産業別組合の単一化に取り組み、1946年1月から関東労協に結集した左翼系の労働組合の産業別整理をすすめておりました。

足立 当初は協議体となりましたけれども、電産の組合が、日本共産党の労働組合の組織方針に添って準備されたといわれるのですね。

そうなんです。1946年2月9日に日本で最初の産業別組合として、新聞単一(日本新聞通信放送労働組合)が誕生しています。翌10日に、じつは日本共産党の側面の指導もあって急きょ全国炭鉱労働者会議が開催され、炭鉱労働組合の単一化が決議されています。そして同じ2月20日に、産別会議準備会が結成され、共産党の指導のもとに労働組合の産業別の単一組合の結成と、産別会議の結成へ向けてかなり急ぎ足で準備が行われてゆきました。

栗山良夫氏の電産単一化の呼びかけも、ちょうどこの時期にあたります。また先ほど読みました電産協の綱領、とくに第3条は総同盟系の組合綱領では考えられない文面ですし、まさに産別会議の結成を目標とする文面となっています。

足立 電産における日本共産党のフラクションについては、電産民同との関係で後で少し述べます。日本共産党が、電産に対して単一化の

指導を試みていないと断言できないと思いますけれども、まずは考えられない。日本共産党が指導した、あるいはしないというよりは、当時、産業別の単一組合の結成は、むしろ労働組合の結成における通常の形態であったのです。とくに戦前の全協系の人たちは、バカの一つ覚えのように、労働組合は産業別の単一組織でなければならぬ、と言っておりました。

これは、渡部徹さんの全協の本（『日本労働組合運動史』1954年）にそのように出ていますし、吉田資治さんたちが戦前に出していた『電気労働者』というガリ版刷りの新聞が現在何号が残っていますけれども、これにもそのように指摘されているのです。終戦後、初めて労働運動に参加した人は企業別、産業別いずれの組合であっても構わないかもしれない。けれども一応、戦前に労働組合運動の洗礼を受けた人は、産業別の単一組合を組織形態としては最善と考えていたのです。

世界労連の組織方針もそうでしたね。

電産協の結成

足立 とにかく、中部配電の栗山良夫さんの呼びかけにより、3月6、7日愛知県蒲郡で開かれた懇談会において電産協の結成をすすめることが決まりました。懇談会では、単一組合の早期結成を目標とするけれども、まずは協議会として発足させること、名称を日本電気産業労働組合協議会としてその本部を関東配電の組合内に置くこと、単一結成の準備を行う各専門委員会の設置などを決めたのです。

昭和21年4月7日、電産協は東京の日赤講堂で結成大会を開きました。この日、日比谷公園では幣原内閣打倒人民大会が開かれ、大規模なデモが組まれていて、何か緊迫した空気が漂っていました。ここに電産協は、日本発送電と9配電会社の組合を一丸とする企業別組合の協議

体として結成をみたわけです。結成時の組織規模は約10万人ぐらいたったと思います。

三役のメンバーを見ればおわかりのように、電産協の初代の委員長は関西配電の岩気守夫さん、副委員長は二人で栗山良夫さんなどが就任し、ほかに何人かの常任委員が承認され、その第一歩を踏み出しました。電産協は、ほんとうに左右仲良く、中立や無党派の人を含めて出発したのです。

今回、私が話すテーマは「電産10月闘争と電産型賃金」であります。電産労働運動の前史というか、前置きが長くなりましたけれども、以上が、電産の産別10月闘争までの経過です。

統一労働協約の問題について

足立 電産協の結成以降、私らは10月闘争をめざしてそれぞれの要求を詰めていくという作業を急ピッチで行ないました。一つは、統一的な労働協約案の作成と締結へ向けての取り組みであり、もう一つは単一組合結成へ向け、準備作業を行うための各専門委員会の設置です。このほか関東配電の独自の取り組みとして、飢餓突破資金の獲得などがあります。10月闘争のテーマに入る前に、ここで、前の二つの問題について述べておきたいと思います。

まず、電産協は団体協約案の作成について検討し、次のような基準案を作成しました。各社の事情があり、統一案が出来なかったのです。基準案は、1.賃金は本人及び家族の生活保障を基本とする、2.労使双方が電気事業の民主化に努力する、3.従業員の雇入れ解雇に関しては、クローズ・ドショップ制を原則とする、4.組合の経営参加は経営協議会を通じて行う、5.人事・職制・労働条件の改廃は事前の協議を原則とする、6.組合幹部の専従とその賃金を保証する、7.協約の締結は当初は3か月としてその自動延長を認める、というものでし

た。

この団体協約案は結局、例えばそれまでに関東配電と関東配電労組が結んだ労働協約、あるいは日発と日発従組が結んだ協約を承認し、これを下敷きとして認めるという形になり、確約をとったものの、統一協約として締結するまでにはなりません。だから、各社の労働協約はかなりばらばらだったのです。例えば人事条項について、関東配電の場合は協議し、組合の承認を要するという承認約款でしたけれども、日発の場合は協議約款でした。各社における事情や力関係が影響していたのです。こういうわけで、電産としての統一労働協約は将来の問題として持ち越しになったのです。賃金その他の問題については後述します。

各専門委員会の設置

足立 電産協は、昭和21年5月6日から3日間、常任委員会を開いて単一結成準備会の設置について協議し、4専門委員会を設けて具体的に検討することを決めていきます。設置をみたのは、主として単一組合結成の問題を扱う組織委員会、電気事業のあり方を扱う電気事業民主化委員会、賃金・労働条件の問題を扱う給与委員会、共同闘争や労働戦線の統一を扱う戦術委員会、の4委員会です。

この4専門委員会の答申を受けて、電産協は7月19日から3日間、第1回の中央委員会を開催し、当面の闘争目標として、(1)生活費を基準とする新賃金体系の確立、(2)退職金制度の改正、(3)電気事業の民主化、の3点を掲げ、中央および地方で共同闘争委員会を設置してたたかうことを決めたのです。昭和21年9月から始まる電産の10月闘争、いわゆる電産第1次争議は、この三つの要求実現をめざして取り組まれたのです。

この間、電産は、産別会議準備会への参加を

決め、昭和21年8月19日の正式結成と同時にこれに加盟し、全通、全日本機器、電工などと並び、産別会議の運動を担うこととなります。本日はこれくらいにしまして、次回に産別会議の10月闘争への参加や「電産型賃金」の問題について話します。

3 電産10月闘争と電産型賃金

(1) 電産労組の3要求

要求3項目の申し入れ

早速、本題に入ります。電産協(電産)は、1946年9月16日、日本発送電の総裁および関東配電など全国9配電会社の社長に対し、「敗戦日本の再建は産業復興に懸っている。吾等電気産業従業員は全産業の基盤である電気事業の重責に鑑み、其の使命を自覚し、健全なる電気事業の発展を期してここに全国の日発及び配電従業員の総意により左の通り申し入れず」として、中闘委の入江浩委員長の名をもち、10月7日より団体交渉を行いたいとの申し入れをしました。また、組合側は電力事業の国家管理の建前から、交渉には商工大臣(星島二郎)の出席を求める申し入れも、同日付で行いました。

労働省の『資料労働運動史』(前出)にも収録されていますが、片山徳次著『電産スト真相記』(1946年12月)によれば、申し入れ事項は、1.生活費を基準とする最低賃金の確立、2.退職金規程の改訂、3.電気事業に対する官僚統制撤廃と発送電事業の全国一元化、の3点です。これは、7月17日の中央委員会において決定された、当面の闘争目標として掲げられた三つの要求と同じであります。

足立 そうです。

申し入れ書には別紙が付いておりまして、別紙(1)は「官僚統制ノ徹底ト電気事業社会化ノ徹底」で、別紙(2)は「最低生活保障賃金制」、別紙(3)は「退職金規程改訂」であります。電産の10月闘争、あるいは電産第1次争議といわれる結成後最初の闘争は、この申し入れ書の提出をもって始まるわけですね。足立さんは、この電産第1次争議では共闘委などの役員をされていたのですか。

足立 私が電産の中央執行委員、常任の執行委員となったのは昭和23年からです。この時点では中央および中闘委のメンバーになっておりません。

労働省の資料（前出『資料労働運動史』）を見ますと、電産の10月闘争の動向や時々刻々変化する情勢の変化がよくわかり、もう40年近く経ちますけれども、その情景が脳裏に浮かんできます。また電産の運動に関しては、これまでいくつもの当事者の証言や研究書が出ています。「ああ、こういうことだったのか」と合点したり、「いや、違うぞ」と反論したくなったりして、複雑な気持ちになります。

さて、電産の昭和21年の10月闘争は、ご指摘の通り9月16日における組合側の3項目の申し入れから始まります。中闘委の委員長となった入江浩さんは、東北配電従組の委員長でした。関東地区でも共闘委を結成し、その委員長に吉田一吉（関東配電）さんが就任しています。ほかに中闘委に佐藤栄蔵、竹内七郎、渡辺達也さんなど各配電従組の委員長・書記長クラスの幹部が名を連ねていて、かなり強力な布陣を組んで交渉ないし運動をすすめたのです。

入江浩さんは有能な日本共産党員だったそうですね。

足立 そうです。関東地区の共闘委の委員長となった吉田一吉さんも、のち民同派に走りましたけれども、当時は共産党員でした。

さて、10月7日に最初の交渉がありました。この日の交渉に、日発と9配電会社の社長や星島二郎商工大臣の代理として課長が出席しました。組合側と各事業体は、1．昭和13年4月に公布された電力管理法などの電気事業に対する官僚統制の撤廃、2．電気事業に対する監督及び指導機関の設置、3．発電・発送、配電事業の全国一元化、4．電気事業の社会化を実現するための立法機関の設置を促す、などについて合意し、商工大臣の代理として出席した商工省の役人もこれに同意し、確認書に署名捺印したのです。

ところが、翌8日に商工大臣の星島二郎が、電気事業における官僚統制の弊害についてその民主化に努めるとしながらも、電気事業の社会化や機構・運営の改廃については立法府が決めるべき性質のもので、政府として個々の問題にあれこれ態度を表明することは差し控えるとして、事実上、電気事業に対する官僚統制の撤廃と発電・発送と配電事業の全国一元化について拒否したのです。

いっぽう、事業主とは翌8日にも断続的に交渉をつづけ、電気事業の民主化については大筋賛成したものの、給与条件や退職金改訂などの待遇問題については検討中とか、判断が出来ないとか、不誠実で曖昧な態度に終始し、改善へ向けての具体的な回答を行わなかったため、協議は決裂したのです。ここに電産の中闘は、交渉の決裂は政府および会社側の責任にあるとして、10月12日午後6時をもって総業ストに入ることを宣言し、電産10月闘争が始まったのです。

なお交渉を続行すべきだとか、ストライキ突入に反対する声などは内部から出なかったのですか。

足立 無かったですね。組合の統制は実によくとれていました。交渉状況は私らの関東地区

の共闘や神奈川支部にも逐一入ってきていて、ストライキ突入に反対する声はまったくと言っていいほど出なかったです。むしろ関東配電の場合、前年12月に給与の実質3倍値上げに続いて、21年の5月に危機突破資金を獲得し、職場闘争や地域共闘もかなり実績を重ねていて、「よし」という雰囲気でした。

電気事業の社会化

足立 先に、組合の3要求について簡単に説明しておきます。電産の10月闘争といいますと、皆さんは電産型賃金を話題にされ、あるいは「5分間停電スト」などを思い浮かべるかもしれない。確かに電産型賃金は、各社における多岐ばらばらな賃金の形態を生活保障給を中心に体系化しました。この賃金体系は、日本の企業がやがて職務給を導入するまでは10年近くの間、基本モデルとなっていました。

電産の3要求において一番問題となったのは、電気事業の社会化の問題でした。事業主あるいは商工省にとって、賃金などの問題はどのようにでもなったかもしれない。当時、日本経済はインフレ時代です。私らの賃金も実際に倍々増を重ねていました。問題は、日本経済の再建・復興において電気事業はどうあるべきか、昭和13年に電力管理法が公布されましたけれども、電気事業はこれまで通りの官僚統制でゆくのか、あるいは現在の言葉でいえば自由化みたいな形でゆくのか、また社会化を行うのか、いろいろの形態が考えられました。

私らの要求は、電気事業における発・送電及び配電の全国一元化や、電気事業に対する国民各層が参加した指導・監督機関の設置でした。いわゆる電力事業における社会化だったので。

現在、冷静に考えてみれば、この問題を労使交渉の議題として提出したことは何か異常な感

じがします。自由主義経済を掲げる吉田茂内閣（第1次）も、これは認められる沙汰ではないでしょう。昭和22年6月に社会党首班の片山哲内閣が誕生し、日本経済復興のカギとして臨時石炭鉱業管理法案、いわゆる炭鉱国管案が骨抜きで成立しました。このときの炭鉱国管は、日本経済復興のためのいわば国民的政策課題として提案され、新しい管理方式として受けとられました。

電産における電気事業の社会化は、人民管理ないしは国有化を前提としたものでありました。レーニンが、かつて「ロシア革命の目的の一つは全ロシアを電化することにある」と述べたわけだけでも、電産の案は、いわば社会主義経済におけるプラン問題として提起され、その形態も人民管理方式ないしは国有化を前提としたものでした。これでは吉田内閣だけでなく、電気事業主も認められるものではなかったと思いますね。机上のプランとしては良かったと思いますが……。

しかし電気事業各社は、10月7日の最初の交渉で電気事業の社会化について大筋合意し、その立法化に努力する旨を確認していたわけですね。

足立 電気事業各社の首脳が賛成したといっても、それは、昭和13年に公布された電力管理法がなお存続し、電気事業に対する官僚統制を撤廃するという意味合いで、あるいはその範囲内で賛成したのであって、人民管理や国有化を認めたわけではないのです。官僚統制の撤廃という一線において、電気事業主と私ら電産産業の労働者や国民の利害が一致し、また国民も官僚統制の弊害を承知していたのでその撤廃要求を支持し、電産争議を支援したのです。

電産の10月闘争のなかで、東京や神奈川、あるいは工業都市で電力危機突破協議会が設置され、電気事業のあり方やエネルギー問題につい

て話し合いが行われました。中小工業者は戦時中、ほんとうに苦しめられたのです。それは戦争が終わっても、電力不足という状況のなかで何ら変わらなかった。戦時中には、電気を使用する場合の基準が決められていて、何キロワット以上だったか忘れてけれども、事業主は直接、商工省に受電契約の認可を申請するのです。電灯会社が申し込みを受けて「じゃあ、おたくの工場に電気を送りますよ」とは言えなかったのです。

他方で、商工省は大工場や軍需工場に対して最優先で、ほぼ無制限に送電するだけでなく、電気料金を一般の使用料金より低くしていたのです。だから電気料金は戦前、戦時においては非常にアンバランスでした。昭和電工や日本軽金属などは、電気料金を安く買えるということが条件にできている会社なんですよ。普通料金の5分の1ぐらい、もしかしたらそれ以下だったかもしれない。一般家庭の料金は、月に30キロとか40キロの使用制限が付いていて、もし超過した場合には罰金的な料金を支払わなければならなかったのです。だから電気事業の官僚統制を撤廃し、発送・配電を一元化し、その運営・監督を民主的に行う必要があったのですが、問題もありました。

(2) 「電産型賃金」体系

目的・理念

足立 次に二つ目の要求の、「生活費を基準とする最低賃金制の確立」について簡単に説明しておきます。

電産型賃金の内容・特徴については、この資料（9月16日各事業主に申し入れた際に添付した別紙⁽²⁾のこと。前出『資料労働運動史』に収録）に詳しく紹介されています。電産型賃金が考案され、労働者の大多数が支持・評価したの

は客観的な条件や歴史的な背景があったからで、必然的だったのです。

当時は、猛烈なインフレの時代でした。幣原内閣は金融緊急措置令や物価統制令などを公布してインフレを抑えようとしたのですが、食糧難や生産復興も遅れていて、ほとんど効果がなかった。さらに5月に吉田茂内閣（第1次）が誕生し、軍需補償費を日銀資金で払ったり、石橋湛山蔵相が積極財政を採ったためにインフレを加速させ、従業員の生活それ自体成り立たなくなったのです。東芝なんかの場合、鍋や釜をつくって現物支給し、従業員がこれを闇で売ったり、軍と関係があった工場では隠匿物資を闇で売ったり、生活を補う対応はあったと思います。

電産の場合、モノをつくっているわけではないのです。隠匿物資も無い。この激しいインフレ時代における待遇条件、なかんずく賃金はどうかあるべきかは、やはり従業員の最低生活を保障する賃金、すなわち生活費を基準とする最低賃金制という枠組みから導き出す必要があったのです。だから、この別紙（前出）には「今や我々八生活権ノ擁護ト生存権獲得ノタメ敢然蹶起セザルヲ得ナイ最後ノ関頭ニ立ツニ至ッタ」と、賃金要求の合理性を主張しているのです。

日本国憲法が制定されていない、まだ審議中の時点で、このような賃金理論を構築するとはすごいですね。正式には給与委員会だったのですか。電産労組の賃金専門委員会のレベルが高いですね。

足立 そうです。電産型賃金の特徴の一つに、画一的な賃金、あるいは全国統一的な賃金体系という面をあげることができます。この資料にも紹介されていますが、電産は、日発と全国9配電会社の企業別組合の協議体であり、戦前から続く慣行や個々の事業会社によって賃金条件や形態が違う「雑多岐の賃金」となっていま

した。電産は、発・送電事業と配電事業の統一を運動方針に掲げていました。この電気事業を一元化的機構に改め、電気事業の社会化を担うためにも、電気産業における労働者の賃金条件を統一的にする必要があったのです。そして電産の場合、経営形態それ自体に全国統一賃金というものが出来る基盤があったのです。

基盤と申しますと？

足立 戦争中、電力料金を安価に供給することは増産という軍需政策の面から必要要件で、電力料金に関してはプール制を採っていて全国均一でした。それ以前、昭和の初期は東京でも神奈川でも、私が勤めた東京電灯のほか、日本電力、東京電灯が吸収した東京電力、さらに東京湾電力とか、乱立していて、電気料金は各社ばらばらでした。営業部員が「安く売らから俺の方に切り替えてくれ」といって、翌日から他の電気会社に切り替わったり、かなりデタラメだったのです。

ところが戦争中、軍需政策から電力統制が行われ、増産のため電気を安価に全国共通に統一料金で供給しなければならなくなって、これを日発を通して行っていたのです。たとえば日発は北海道、東北、北陸、四国に売る電気は、関東や関西の配電会社に売る料金よりも安くしていました。安く売った分は当然、日発にとっては赤字となります。ではこの赤字分をどうしたのかというと、政府が日発に補給金を出して補っていたのです。だから経営基盤は、ほぼ均一的でした。

この点は、戦争が終わっても基本的に変わらなかったのです。関東配電は空襲で打撃を受けました。いっぽう、北海道や四国はほとんど戦災を受けていない。食糧事情の面を考えても、四国や東北の従業員は生活は苦しくも、餓死するようなことはない。関東では食糧も住む家も、何もかも無いのです。

本来、賃金事情は事業会社ごとに違ってきますけれども、なおプール計算であったため、日発を除き、全国の9配電会社の賃金は格差はあまりなかったのです。配電会社の場合、労働の内容もほとんど同じです。電産における全国統一的な賃金要求や、電産型賃金体系といわれる画一的な賃金形態となった背景に、こうした事情が存在したのです。

電産型賃金の体系化には、この点への配慮もありました。戦前はどの会社でもそうだったと思いますが、何重にも差別がありました。職員と工員、社員と傭員、学歴、男性と女性、あるいは資格の有無やランクによる賃金の区別は歴然となっていて、超えられない大きな壁として存在していました。職員と工員では作業着の型もカラーも、帽子も違っていたのです。入る食堂も違っていた工場もありました。

技術や技能の取得により賃金が違うのは、ある意味では当然かもしれない。けれども職員と工員の身分差別や性差別は、これは新しい社会に継承してはならない問題性をもっています。

電産型賃金体系で評価されることの一つは、こうした階層的な賃金制度、なかんずく学歴や性別による賃金の不平等を撤廃したことにあったと思います。これは、何も電産労組だけの撤廃ではなかったと思う。他の事業体でも、この種の差別はあってはならないとして撤廃されました。電産労組の場合はこれを先駆的に、かつ大胆に行ったことにあると思います。少し休憩したいのですが…。

承知しました。

賃金構成

足立 次に、電産型賃金の構成について述べます。電産型賃金は大きくは「基準労働賃金」と「基準外労働賃金」の二つに分けられます。このうち「基準労働賃金」は、「基本賃金」と

「地域賃金」から構成され、前者の「基本賃金」が賃金全体の骨格をなします。それではこの「基本賃金」の中身はどうかというと、「生活保障給」「能力給」「勤続給」の三つから構成され、これの合計がいわゆる基本給となるわけです。

電産型賃金のもっとも大きな特徴は、実は「基本賃金」のうちの「生活保障給」の部分にありました。この「生活保障給」の根拠は、当時の生活費の実態調査とこれにエンゲル係数を適用して算出したもので、2400カロリーを基礎とする理論生計費を出し、これを要求の根拠としておりました。

この「生活保障給」は、「本人給」と「家族給」から構成され、これが最低生活保障の部分と位置づけられて、「基本賃金」全体の約80パーセントぐらいを占めていたと思います。電産の場合、この「生活保障給」は17歳で、本人給500円、要求では700円が最低基準となっていました。ちなみに年齢別生活保障給の表を見ますと、40歳で本人給は1090円となっています。「基本賃金」としては、この「生活保障給」に「能力給」と「年齢給」が合算されて全体の額が決まります。

合計しますと、当時としては相当高い賃金水準になりますね。「生活保障給」にさらに「家族給」が含まれますし、このほか「基本給」に入るものとして、「能力給」と「勤続給」もあるわけですね。

足立 ええ。家族給は、戦時中に国策として実施されておりました。地域給（地域賃金）もあり、さらに各種の「基準外労働賃金」もありましたしね。要求では、「生活保障給」のうち「家族給」は1人200円で、2人以上は1人につき150円の加給となっていました。40歳で家族3人の場合は1590円となります。このほか「基本賃金」に「能力給」（800円程度）と「勤続給」（1年に付き10円）が加算され、「基準外労働賃

金」などの各種手当を加えます。申し入れを行った昭和21年9月の時点では相場よりは高い感じがします。

しかしこれはあくまでも要求であって、実際に協定が締結されたわけではない。11月5日に中労委が出した調停案では、30歳で家族2名、25歳入社の場合の「基準労働賃金」は本給890円、家族給250円、能力給260円、勤続給100円で合計1500円でした。これに「基準外労働賃金」が加わります。

電産型賃金体系で理論的に出された基本給は、高いか低いかは議論がありますが、17歳で500円という基準賃金は世間で印象が強かったことは事実です。これに地域給や基準外賃金も加わりますしね。

神奈川県の場合ですが、大船かどここにパイロット万年筆の工場がありました。産別会議の10月闘争で支部の青年部の連中が共同闘争で工場に押しかけ、「電産の基本給はこれこれの額で、俺はこのぐらいもらっている」とぶつたらしいのです。そうしたら向こうの社長が驚いて、基本給を電産のそれに近い額まで上げたというのです。また詳しくは知らないけれども、東芝の場合の基本給も低く、あの時期は相当な年輩の人でも500円ぐらいだったと思います。官公吏はもっと安く、350円か400円だったのではないのでしょうか。電産の賃金について、世間相場より高い水準にあったのは確かかもしれない。

種本は『家計の数学』

電産型賃金の体系を構築するにあたって、なかでも生活保障給の額を導き出すにさいしては従業員の生活実態調査を重ねたそうですね。

足立 そうです。カロリー計算にもとづく従業員の生計費の調査を行い、これを集計して理論生計費を出しておりました。さらに、会社側

が給与を算定するときに使ったいろいろな調査や文献を参考にしたようです。

私は賃金案を検討する専門委員会のメンバーでなかったので、その経緯について詳しくは知りませんが、電産型賃金体系が発表されたとき、私はすぐに「ああ、これは『家計の数学』を種本にしているな」と思いました。

小倉金之助の『家計の数学』（1938年）ですね。

足立 そうです。小倉さんは戦前、岩波新書の赤版で『家計の数学』という本を出しました。大変評判になった本で、名著の一つだと思います。小倉さんは、あの本で家計調査の重要性を指摘し、カロリー計算をベースとする生計費の算出や、物価指数と生計費指数の関係などを数式をつかって明らかにしていました。カロリー計算という部分についていえば、電産型賃金は、完全に『家計の数学』を種本にしています。

戦前に、生計費についての研究がいろいろありました。ナチスなども労働者の労働力や生活を維持するという観点よりは、むしろ逆の立場で、人間の最低生活はどこまで押し詰められるか、という問題関心で研究された歴史があるのです。ナチスの場合、パンの中におが屑を入れて食べさせた実験なんかもあるのですよ。純良バター代わりに代用のマーガリンが登場したのも、第1次世界大戦後における飢餓状態の中であったのです。人間は一体、何カロリーまで我慢できるのか、蛋白質の摂取はどの程度まで我慢できるか、といった研究が実際にあったのです。大原社研もその片棒をかついで、最低生活の研究などを行っていたのです。

いや、大原社研じゃないですよ。暉峻義等さんの労研（労働科学研究所）じゃないですか。労研は戦時中、労働者の生活研究に取り組んでいましたね。

足立 とにかく最低生活調査みたいな研究が

ナチスでも、日本でも行われた時期があったのです。最低生活の思想はともかく、最低生活という論理が日本でもあの時期に確認されて、電産型賃金における生活保障給の中に組み入れられたのです。賃金理論がまだない時期に、生活費を基礎とする最低賃金制を「生活保障給」として主張し、あるいは生存権という思想や論理を内在させた賃金論を展開したことは、あれこれの問題性も内在させていたけれども、画期的なことであり、当時としては最高の賃金理論だったと現在でも思っています。

賃金専門委員会のメンバー

電産の調査部といいますか、賃金専門委員会の調査・研究のレベルはかなり高いですね。賃金専門委の委員長は竹内七郎（東北配電）さんだったのですか。

足立 いや、竹内さんではないですね。東北配電でも別の人（祖田清）だったと思いますが、私自身、賃金専門委にはノータッチなので記憶がはっきりしないのです。ただし竹内さんはメンバーではなかったと思うけれども、ごく初期には理論的に指導していたと思います。関西配電の田中正夫さんや、日発や各配電従組から1人ぐらいずつメンバーを出して討議を重ねたということでした。

藤川義太郎さんもメンバーだったようですね。

足立 藤川義太郎さんは戦時中、日発の調査部におりました。高等学校（第一高等学校）のときに学生運動を少しやって追っ払われた、というようなことを言っていました。彼は抜群に英語ができたのです。だから戦後、会社の方では英語が出来ると重宝され、占領軍との折衝にあたっていたようです。組合の方でも、産別会議の10月闘争で藤川さんが占領軍との渉外係をやっていたのですよ。賃金専門委の正式な、

正式なというのは組合役員としてのメンバーのことで、彼は専門員みたいな格好で出ていたのではなかったのかな。

高倉金一郎さんはメンバーでしたか。

足立 これも記憶が薄れてはつきりしない。基準外労働賃金なんかの話をしていました。だから入っていたかもしれない。のちに私は高倉さんの後を継いで産別会議の事務局長になっています。

退職金の問題

足立 組合側が出した3要求のうち、退職金の問題は前回に少し述べたかもしれない。賃金基準と同様に、退職金の問題についても各社ばらばらだったのです。また定年となって戦時中の基準で退職金をもらっても、従来の基準では猛烈なインフレでしたから、半年ぐらいいか生活を賄うことができないという事情にありました。

要求のポイントは二つありました。一つは、退職金の支給率は10年制、退職後、本人のかなり長期の生活を保障できる基準とする、としたことです。要するに、退職金も賃金と同じく生活保障としての性格をより強く出したことなんです。

具体的には戦前の東京電灯の場合、30年在職、55歳で定年を迎えて退職金は本給の100か月、10年間の生活を保障するような退職金規程となっていました。組合側は会社側に対し、「支給率ノ基準トシテ勤続年数ヲ以テ定年退職後二十年間ノ生活ヲ保障シ得ル金額ヲ取り得ル如ク修正スル」(退職金規程改訂の「原則」第3項)と要求しました。この要求に対しては会社側がかなり抵抗をしたのです。それで組合側は、退職金の引き上げについては東京電灯(関東配電)の退職金規程を全般に及ぼそうとしました。中労委の裁定も、大体そういう基準で落ち着いた

と思います。

もう一つは、勤続年数の算出においては、旧電気事業主に雇用されていた年数を加算することを要求したことです。戦前、電気事業は吸収合併を繰り返して、東京電灯、大同電力、日本電力、宇治川電気、東邦電力の5大電力会社に再編され、戦時中の電力国策により「日発・9配電会社」に統制されました。それ以前の大正末期や昭和初めには全国に何十と電気会社があったのです。電力統制で日発に移籍した人もかなりおりました。だから退職者が他の配電会社や日発に引き継いで雇用された従業員については、前職の勤続年数を加算するものとする、としたのです。

この問題では会社側も中労委も、会社の設立の経緯が複雑で、即時に対応しないし回答することは困難なので、特別委員会を設置して検討を重ねたい、ということになったと思います。

55歳定年で、退職後10年間の生活保障という基準は、当時としてはやはり高かったのですか。

足立 高かったかもしれない。戦前、東京電灯の場合、小林一三社長の時代は給与は低かったけれども、退職金は大変良かったのです。だいたい30年勤続で100か月でした。当時のお金で100か月というと1万円です。1万円の退職金をもらおうと自分の家を建て、さらに長屋を2軒建てて、老後はその家賃で十分に生活できたのです。地所はあの時分は、普通は借りていました。給与が多少低くとも、退職金が世間相場よりかなり良いとなると転職や退職は抑えられます。これは、従業員を定着させる策として成功だったかもしれない。

(3) 停電ストと生産管理

停電ストの実施

足立 昭和21年10月8日交渉が決裂しました。組合は同日夜、3要求を実現するため闘争宣言を發表し、中央共同闘争委員会に議決権と執行権を委ね、全国闘争に入りました。地方共同闘争も、ストライキ態勢に入りました。

ところが政府も会社側も、組合側の申し入れに誠意をもって対応しようとせず、むしろこれを避け、労調法を施行して争議を中労委に委ねて逃げたのです。10月13日、政府は前月27日に公布の労調法を施行しました。

組合側は10月12日、午後6時30分から事務部門のサボタージュ（業務管理）に入ることを決め、これを各地方共同闘争に指令しました。慌てた会社側は、10月14日になって10月21日より交渉を再開したいと申し入れましたが、組合側は、引き伸ばしであることは明らかだったので、3要求の諾否を18日午前10時までに責任をもって回答することを求めました。だが会社側は10月18日、何の具体的な回答も示さず、10月21日より給与問題に限っての交渉を提案してきました。組合側は再度の交渉決裂とみなし、10月19日より5分間の停電スト実施を指令し、同日午後6時に停電ストを実施しました。電産10月闘争は新たな段階に入ったのです。

政府側は10月19日、午後6時における5分間停電ストに先立って星島二郎商工大臣の談話を發表し、組合側の待遇改善要求を認めると電気料金の大幅引き上げをしなければならなくなると脅す一方で、中労委に対し労調法にもとづく強制調停を申し立てました。また政府は同日午後、5分間停電ストに対しても電気事業法、労調法、さらに連合国の占領目的にも違反するので中止されたい、との申し入れも行ってきたのです。

組合側はこの申し入れを拒否しました。さらに10月21日、組合側は政府に対し、当事者間の交渉を放棄して中労委に提訴したことを改めて

抗議する通告書を發し、23日より主要工場の一部に対して午前中の停電ストを実施する旨を声明しました。そして、実際に23日に午前中だけの停電ストを実施したのです。

業務管理について

中労委の裁定の話に先立ち、10月12日から始まった事務部門のストや停電ストの問題性についてお聞きします。まず、事務部門の業務管理とは実際にどういうものだったのですか。

足立 10月闘争における電産の生産管理ないし業務管理は、事務・集金部門の管理、給電管理、発電管理などに分けられます。各支店・営業所の場合、支店長や次長、あるいは営業所長を除いてほとんどが組合員でした。だから組合員が自由に料金計算、集金、記帳、金銭の管理などを行っていたのです。通常なら支店長、次長、営業所長などの決済、つまりハンコをもらって仕事をするわけですがけれども、そのハンコをもらわないで通常通りの業務を行うのです。

10月闘争で一番初歩的なストライキは、事務ストといわれるものです。これは仕事をしないのが原則です。けれどもしなければ結局、そのつけは後で自分に回ってきます。だからある程度は仕事をしながら、それを次の人に継がないのです。要するに、仕事を自分のところで止めていて流さないのです。

10月19日からの5分間停電ストは、一般家庭と事業所だったけれども、全国で整然と実施されました。それは見事なものだったのです。私自身は事務所にいて感激ということでもなかったけれども、給電部門の連中は強い感激を受けたようです。

やや脱線します。私たち神奈川支部事務所は横浜市の戸塚にありました。10月23日の午前中いっぱい停電ストが決まると、昭和電工の組

合幹部が事務所に菓子折りなどを持ってきて、電気を止めないでくれ、と頼むのです（笑）。

昭和電工は硫安など肥料を生産していて、実施されるとその打撃が大きかったのですね。いっぽう金属関係の組合は、自分たちの賃上げ闘争や越年闘争の準備をしていて、むしろ会社に打撃を与えるため電気を止めてくれ、と頼みに来たのです。いくら神奈川産別に加盟している傘下組合から頼まれても、勝手に停電することはできない。

電産の10月闘争は、組合側の勝利に終わりました。とくに業務管理を実施したことは従業員に「職場の主人公は俺達だ」という意識を持たせたと思います。いわば労働者的な洗礼を受けたのです。戦時中、関東配電の産報の場合、会社側は下級職制を組織し、仕事のやり方や増産目標などを下ろしていました。電産では10月闘争をへて、仕事のやり方や配分、職場環境なども全体で話し合っただけという雰囲気になりました。10月闘争で従業員が業務管理を整然と行い、何ら問題らしいものも起きなかった結果、私らは仕事に対して自信をもったのです。

争議戦術としての生産管理

当時、争議戦術としての生産管理についていろいろ議論がありました。合法か非合法かという問題や、経営権と労働権の関係、あるいは事業主が経営を実際に放棄しているもとの企業経営はどうあるべきとか、生産管理闘争に関しては、戦後初期の労働問題研究において重要なテーマの一つとなっています。

足立 生産管理の闘争は昭和21年10月の読売争議（第1次）や12月の京成電車の争議、翌年2月の三菱美唄炭鉱争議で一躍有名になりました。日本で最初の生産管理は、終戦の翌月ぐらゐに千葉県か埼玉県で、工場主が逃亡してしま

い、従業員が自主的に操業を再開したことをきっかけに始まった、といわれています。

関東配電の場合は業務管理といっていますけれども、昭和21年の1月に最初の生産管理を行い、4月にもちょっとした生産管理がありました。東北配電も4月か5月に「経営管理」といったかもしれないが、要するに生産管理を行っています。だから電産の場合、10月闘争において初めて争議戦術としての生産管理を行ったのではなく、前史があるのです。この生産管理を行うにさいし、私らは末弘巖太郎博士の見解に励まされ、この見解を頼りにかなり自信をもって業務管理を実施したのです。

末弘さんの見解とは、「生産管理は争議手段の一つで合法である。ただし、限度を守って合法だ」というものでした。昭和21年3月ぐらゐにその見解を発表しています。それには、多分に違法性が内在しているという判断もあったかもしれないが、限度を守るならば生産管理は合法であるという見解は、生産管理闘争に対して弾圧の刃を向けようとしていた政府にとっては出端を挫かれ、ショックだったと思いますよ。

電気事業は電気事業法にもとづいて行われており、事業運営は公共性ゆゑにかなり厳しく、違反すれば刑事罰に科せられます。いちおう戦後になって労働組合法が制定され、免責事項になってはいるけれども、その範囲というのは明確でなかったのです。だから、末弘さんの見解は労働者に大きな自信を与え、私らは10月闘争においても自信をもって臨んだのです。

「生産管理は限度をもって合法」という場合、合法と非合法を分ける境界ないし形態は何です？

足立 一揆行為です。これを絶対に避けるということです。例えば現行の給与が100円であり、使用者側に150円の賃上げ交渉を行っていたと仮定します。労使交渉が開始され、賃上げ

の申し入れに使用者が怒って現行給与の支払いを停止したからといって、あるいはまだ妥結していないにも拘わらず、電気料金を集金してこれから勝手に150円を取っちゃまずいということです。けれども従来の100円を取る分には構わない。

電産の場合、実際に電気料金を差し押さえて、現行給与の支払いをしたことがあったのです。電産の場合だけではなかったと思うけれども、業務管理の一番極端な例は給与と集金の問題だと思います。そのほかは、組合が自ら管理したといっても、電産の場合は設備産業ですからなおのこと、仕事の上でそう大きな変化はないですよ。

新聞単一の放送スト

足立 電産の10月闘争において、組合側が終始攻勢に出られ、最後まで業務管理を貫徹できたのは、読売争議（第1次）などの勝利の経験もありましたけれども、直前に新聞単一の放送支店すなわちNHKの放送ストがあったからです。

産別の10月闘争は、前月における国鉄や海員の争議、新聞単一の争議、東芝労連の解雇反対などの闘争を引き継いで始まりました。6月から読売争議（第2次）も続行されていましたが、押され気味でした。

いわゆる9月闘争の一つのハイライトは、新聞単一のNHK支部の放送ストでした。何日からだったのか日には忘れましたが、NHK支部は通常放送を止め、天気予報しか放送しなかったのです。この放送ストは、1週間ぐらいにわたって続いたような気がします。政府は驚愕し、間もなくNHKの国家管理みたいな形になり、管理職によって放送は再開され、断続的に放送されるようになりましたが、組合が公共放送を止めたのはこのときが最初だと思いますね。

私らは、この新聞単一NHK支部の放送ストに強い衝撃を受けたのです。これなら私らもやれる、つまり電産でも停電ストはやれる、と私は直感しました。電産の停電ストは、私らより先に止めたNHK支部の放送管理の事例が現にあり、このことで私らも出来るという自信を抱いたのです。

GHQの対応

吉田内閣は1946年6月12日に、占領目的違反取締令を緊急勅令で公布しました。これは占領軍の命令や政策に害を及ぼすもの、労働組合との関連でいいますとPD工場（占領軍調達・管理）の労働争議などを取り締まることを目的としたものでした。政府はさらに翌13日、生産管理は争議行為として認められないという「社会秩序保持に関する声明」を発表しました。GHQは電産の10月闘争に対して神経質だったと聞いています。実際にはどういう対応だったのですか。

足立 電産争議は中労委の調停にかけられました。中労委の調停における政府側・会社側と組合側との折衝は生々しく、記録でみることができます。中労委における調停・斡旋作業が表の舞台といえます。ところが裏の舞台もあるのです。

裏の舞台？

足立 表に出ない政府側とGHQとの折衝、GHQと会社側との折衝、GHQと組合側（中闘本部）との交渉です。これらの交渉は、組合側とGHQとの場合、藤川義太郎さんが通訳でしたし、中闘本部（本部長・入江浩）から私らに伝えられました。問題は、GHQと政府側との交渉がどういうものであったかなんです。

元駐米大使をされた方に、朝海浩一郎という人がおります。私と同じ藤沢市に住んでいます。

朝海さんは当時、外務省に勤めていてGHQとの渉外係の仕事をされ、電産争議のときもGHQとの折衝に政府の通訳として立ち会っているのです。

朝海さんに回顧録みたいな本があり、長い記述ではないけれども、電産争議におけるGHQとの折衝についても言及されています。

この朝海さんの本を読みますと、占領軍はあの時点で、つまり電産争議が始まった昭和21年10月の時点で、日本の労働組合運動に干渉することについてかなり控え目の様子だったのです。占領軍が、日本の労働組合運動に干渉したというふうに思われたくない、そういう姿勢ないし配慮が読み取れるのです。私らは5分間停電ストや、午前中いっぱい停電ストを実施しました。業務管理も行ってたのです。けれども、占領軍においてこの電産争議に占領軍が直接、命令を下して中止させる、あるいは電産争議は絶対に認めない、というふうに受け取られたくない、というニュアンスが感じられるのです。

この点は私自身、経験しています。私は10月闘争では神奈川の共闘本部に詰めていて、争議が始まってすぐに横浜の第八軍、県警察部、検察局に、全国いっせいの5分間停電ストを実施する旨の通告に行きました。横浜にあったアメリカ第八軍は、むしろ東京よりその取り締まりが厳しく、この種の運動にうるさかったのです。私を迎えた将校は、神奈川県全域での停電ストを禁止する、とはついに言わなかったのです。将校は、県民生活のことを考えると停電ストはdessupport、賛成できないというだけで、中止しろとは命令しませんでした。

県警察部への通告のときもそうでした。県警本部の公安委員会では、警察部長と長谷川如是閑が対応しました。長谷川如是閑は当時、公安委員長だったのです。彼は背が高く、紬の和服

で袴をはき、とても日本的な風格のある感じでした。私らは通告書を読み上げた後、警察部長と話したのですが、部長は「停電ストは止めてもらいたい」というだけで、「もし停電ストをやれば弾圧するぞ」という脅しはなかったのです。少し待ってくれといわれて、県の幹部連中がテーブルに移って何か協議を始めました。その声が私らに漏れてくるのですが、「停電ストは何とか止めてもらえないか」といかにも困った様子だったのです。

長谷川如是閑は何か話したのですか。

足立 いや。私は何か言うかなと思ったけれども、如是閑は一言もいわなかった。彼は私らの通告や警察部長との話をただ聞くだけでした。

これは余談です。警察部長がその夜、野毛坂の官舎に歩いて帰る途中、川の中に落ちて死んでしまったのです。当時、横浜には街灯など余りありませんでした。彼は真っ暗な中、私らのことが頭にあって、ぼーっと歩いていて落ちてしまったのだと思います。若い警察部長でした。当時、内務省の古手の警察官僚がパージされ、いっきに若手に代わっていました。私は、その若い警察部長がその夜、川に落ちて死んでしまったことを後で知って、とても寝覚めが悪かったおぼえがあります。

(4) 電産争議の勝利

調停の開始

1946年11月1日から中労委での調停が始まりました。調停委員は、業界側の委員として大和田悌二、石川礼吉、篠原三千郎の3人、労働側委員として聴濤克巳、津々良渉、伊井弥四郎の同数の3人、それに中立の立場の委員として末弘巖太郎、膳桂之助、中山伊知郎の計9名が調停委員として就任しています。調停委員

会の委員長は末弘徹太郎さんで、中労委の会長代理の職にありました。調停委員の選任に、組合側から何か異議などは出ませんでしたか。

足立 特別になかったと思いますね。調停委員の選任は中労委が自ら選任、委嘱するわけで、組合側があればこれ言う筋合いのものでもないと思います。労働側委員の聴濤克巳さんは新聞単一の委員長で、産別会議の初代の議長でした。津々良渉さんは当時、全炭の書記長で、産別会議の幹事を兼ね、おもに産業復興会議の仕事をしていたと思います。伊井弥四郎さんは、のち2・1ストのときに官公庁共闘委の議長になった方です。当時は国鉄の中央委員で、中労委の労働側委員でした。

以上が調停委員で、このほか調停委員会においては使用者側の代表と、組合側では中央共同闘争委員会のメンバーが出席して開かれたわけです。

この調停委員会において両者が対立したというか、難航したのは、やはり賃金問題でした。賃金体系をどういう形にするのか、基準賃金の額をいくらにするのか、勤続給をどう扱うべきか、その他で激しい応酬がありました。

この賃金問題を除けば、電気事業に対する官僚統制の撤廃や、発電・送電と配電事業の全国一元化については、使用者側も原則的に賛成するという態度であり、前者についてはある意味では望んでいたとさえいえると思います。政府も電気事業の民主化に関しては、基本的に賛成の構えだったのです。調停案は、当事者間で電気事業民主化協議会を設けて具体案を検討することを促していたと思います。

また、退職金規程の改訂についても何ら問題はなかったと思います。当時は激しいインフレでしたし、基準も各社ばらばらでしたからね。ただし、在職期間の通算の問題では両者は対立していたと思います。とにかく、退職金の問題

も特別委員会を設置して制度的な検討を重ねるということで合意し、それまでは暫定措置として仮払いのような形で処理したと思います。

第1次調停案

1946年11月5日、中労委は調停案を提示しました。労働省編の『資料労働運動史』（前出）にも出ていますが、基準労働賃金については、基本的には組合側の案を承認しています。ただし、能率給は平均月額400円程度として減額されています。勤続給については勤続5年を超えると月額10円を支給し、それ以後は勤続1年を増すごとに10円を加算するとされています。

この資料に、中労委が算出した年齢30歳、家族2名、25歳入社の場合の月額の賃金モデルが例示されています。本人給890円、家族給250円、能力給260円、勤続給100円で、合計1500円となっています。組合側の要求は同じモデルですと1870円、会社側のそれは995円となっていて約2倍の開きがあります。中労委の調停案は事実上、組合側の案に合理性があるとして、これを承認したような格好になっていますね。

足立 そうです。中労委での駆け引きは、組合側に非常に有利に運んだのです。

電産型賃金体系では、まず基準労働賃金と基準外労働賃金の二つに分けます。そして前者は基本賃金と地域賃金に二つに分け、基本賃金は生活保障給、能力給、勤続給の三つで構成されますけれども、生活保障給の部分を重視したところに特徴がありました。

問題は、この生活保障給をどう合理的に導き出すのか、そのために従業員の生計費を精密に把握する必要がありました。会社側は単純にカローリ計算で生計費を出していたのです。ところが、私らの方では物価のウエートを重視しま

した。生計費の算出をたんにカロリー計算だけでなく、インフレ率などを勘案して物価の問題を重くみ、その取り方についても加重平均でとったりしていたのです。

組合側が生計費調査をなさったのですか。

足立 いや、直接にはしていない。当時、日発が定期的に「生計費調査」を実施していました。この内部レポートに、その時分の労働者の生計費が出ていたのです。配電各社の調査部や総務部でも、人件費を編み出すために物価調査や標準生計費の調査を行っていました。組合の賃金専門委員会の連中が会社が作成した生計費の調査を集め、これら資料で紹介されている統計をそのまま使い、あるいはこねて、このぐらい賃金は働くために必要なんだと主張したのです。

組合側は、実は会社側が作成した「生計費調査」を根拠に賃金を要求したのです。会社側は自ら「生計費調査」を行っていないが調査結果を無視し、あるいはその利用を避け、カロリー計算のみで生計費を算出したのです。この点は、中労委の調停委員の誰もが疑念を抱いたと思います。

このことも紹介しておきます。会社は電気料金を算出するためにも、きちんとした電力の原価計算を行います。例えば、総発電キロワット数があって、この発電のために人件費がいくら、材料費がいくら、減価償却費がいくら、ロス率はいくらとか、実に細かく基準経費がだされていきました。

ロス率とは何ですか？

足立 ダムなどで発電し、東京などに送電してくる途中で電圧が落ちちゃうのです。途中で消える電気が40%とか35%とかの割合でありました。当時、盗電もあったのですよ。電力の原価計算には、ロス率や盗電率も出していました。

のちに火力発電所を太平洋岸の工業都市のど真ん中に建設するようになったのも、石炭・石油輸送の面もありましたけれども、ロス率を少なくする意味もあったのです。

ともあれ、会社では電気料金の原価計算をしていました。この原価計算の表というか数値は大変な秘密事項で、経理部長とか2、3人しか知らなかったのです。この2、3人に近い人が組合員にいて、伊藤という人がこれまで秘中の秘だった電気料金の原価計算の仕方とか、これも社内秘の大口向けの特約料金とかの存在を暴露したのです。中労委での交渉の場で実は組合側は、「私らの賃金要求は、会社が算出していた原価計算表を用いて出したもので、会社の計算でもこれだけになるじゃないか。俺たちはこの計算をばらして、こういうふうに組み直しただけで、会社が電気料金の計算や、政府へ出す料金申請に用いたデータを利用しただけである。だから根拠があるんだ」と主張したのです。会社側も、これを否定することはできない(笑)。伊藤さんは、東京帝大を出ていたけれども不遇だったのですね。

中労委の調停委員会が、第1次の調停で組合側の基準賃金案を承認したのは、組合側の案に裏付けがあり、合理的だったからなんです。使用者側は何ら有効な反論ができませんでした。調停委員のうち使用者側代表の調停委員も、電産型賃金体系の骨格をなす生活保障給については組合側の案を認めておりました。ただ、基本賃金のうち能力給は調停案より100円低い300円で、勤続給は認められない、という見解で、使用者代表委員も調停案に大筋で賛成していました。

再調停と妥結

足立 ところが、政府は調停案が出たその日に、中労委の調停案は承服できないという声明

を発表したのです。声明では、調停案が現行の倍近く的大幅賃上げを認めており、他の企業にも影響を与え、この結果インフレをさらに高めて日本経済の再建を困難にしようとか、大幅賃上げは会社経営に打撃を与え、ひいては電気料の大幅値上げをもたらす、国民生活を苦しめることになるとか、あれこれの理由をあげておりました。要するに給与を350円で値切って、賃上げは我慢しろ、ということでした。

会社側は11月16日、中労委に調停案を受諾しないと通告しました。組合側も同日、組合側の賃金体系や生活保障給の扱いを認めていることを評価しながらも、能力給を減額し、勤続給や退職金制度のあり方について具体的な提示をしていないので、諾否それ自体できる状況にない、との回答をしています。

なお、政府声明や会社側の不承諾の通告に先立って、中労委も調停の目標や経緯、調停案提示の根拠について改めて説明する声明書を発表しています。その声明も、組合側に有利に述べられていたのです。

いま考えてみますと、組合側が11月23日に拡大中闘を開催して、12月2日に大規模な停電スト実施を決めたことが事態打開のきっかけになったと思います。この12月2日の停電ストは占領軍施設、外国公館、上下水道、電信電話、交通機関、医療機関、特定の鉱山を除き、正午から午後5時まで全国一斉に実施するというもので、争議は労調法でも認められていました。当時の労調法は、公益事業でも調停申請後30日間のいわゆる冷却期間を設け、この間に調停が成立しなかった場合、争議に入っても違法ではなかったのです。その30日の期限が間近に迫っておりまして。

さらに、組合側はだめ押しをしたのです。組合側は11月25日、会社側に対し組合要求の3項目に対する諾否について11月27日午後3時まで

に回答を求め、もし回答が無い場合はストライキを実施することを正式に通告しました。最後通告みたいな形の文書だったと思います。これは政府や中労委にも伝えられたはずですが、以降、政府や会社側の動きが慌ただしくなりました。

12月2日の全国一斉停電ストは実際にやる気だったのですか。

足立 ええ、そうですよ。実際にスト決行を前提に準備をしました。あのときは革命前夜のような雰囲気でした。私自身、先の5分間停電ストのときも行きましたけれども、このときも神奈川県警の警察部、第八軍に通告に出向きました。私らは停電ストの決定を県下の工場に周知徹底させ、弾圧を受けたときを想定して、アジトの設営、中闘との緊急連絡の方法などを決めておきました。

先に動いたのは政府でした。実際に全国一斉停電ストに入った場合の政治問題化を懸念したのかもしれない。政府は中労委の調停委員会に対し、組合側の賃上げ要求を11月5日の調停案に添うた形で認めてもよいとの意思を伝えてきたようです。けれども会社側はしぶとく、11月25日に回答してきた内容は、電産型賃金体系を「暫定措置」の扱いにしたいとか、生計費を基礎とする最低賃金制について「最低生活保障賃金制」の名称にしたいとか、制度導入の時期を明示していなかったり、退職金についても退職後の生活保障について解決の条件を具体的に示していなかったのです。

組合側は11月28日、会社側の回答を受けて予定通り12月2日に全国一斉停電ストを行う声明を発表し、中労委にもこれを伝えました。ここに事態は急変し、会社側の歩み寄りも見られ、11月30日の夜、中労委の第2次の調停が提示され、仮協定書の調印の運びとなったのです。

協定書の調印

足立 電産と日発・9配電会社との本協定は、昭和21年12月22日に結ばれました。これより先、電産は12月20日に事務ストの解除を各支部に指令し、100日間にわたる電産第1次争議が終結をみたわけです。

仮協定書は、組合側の要求を認め、11月5日における最初の調停案と基本的には変わっていないようですね。

足立 そうです。能力給が1人月額で平均800円とする要求が400円となったほか、大きな変更はありませんでした。

まず、電気事業の民主化については、電気事業に対する官僚統制の撤廃を確認し、発・送電および配電の全国一元化についても双方が努力することを確認しております。民主化の一環として、第三者を入れての電気事業の指導監督機関を設置することもうたっておりました。そして、労使双方は電気事業の民主化のための協議機関として「電気事業民主化協議会」を設置することにしました。

次に賃金問題の点ですが、会社側は正式に電産型賃金体系を認めました。基準労働賃金のうち基本賃金は、生活保障給（本人と家族給で構成）、能力給、勤続給の合算額とすると明記しました。この点は、協定書でも「生活保障最低賃金制」の項目を立て、はっきりと生計費を基礎とする生活保障給を認めたのです。しかも注目されることは、その賃金原則において「賃金八生活費ノ変動ニ応ジテスライドセシメル」と定めていたのです。私自身、この点は「賃金ニツイテハ資格階級制度並ニ学歴、性別ニヨル不平等ナ取扱ハシナイ」と明記していた点と合わせて、とくに評価したいと思います。画期的な協定書といってもよいだろう。

退職金規程の改訂の問題でも、これらの考え方で定められています。協定書の第4条「退職

金の改定」では、「退職金規程ノ改訂ニ関シテハ生涯ヲ電気事業ニ捧ゲタル如キ従業員ニ対シテハ定年退職後約十年間ノ生活保障ヲナスベキ原則ヲ採ル」と明記しました。すなわち会社側は退職金についても生活保障給の考え方を認め、従業員が退職したのち10年間の生活を保障する額を認めたのです。これは、関東配電の退職金規程に準じたものでありました。

このように、能力給や勤続給について減額があったものの、協定書は組合側の要求を基本的に認めました。電産の10月闘争、いわゆる電産第1次争議は、組合側の勝利で終結したといえてよいでしょう。協定は昭和22年4月1日から実施されました。けれども締結時の昭和21年11月分から暫定措置がとられ、実質的な支払いを受けていたのです。

なお、組合側は争議解決金として会社側から確か3000万円の支払いを受けました。このことは表には知られていませんが、事実であり、ここに紹介しておきます。

政府や会社側が結局は組合側の要求をのんだのは、もし12月2日に全国一斉の停電ストを打たれたら、吉田内閣の責任問題となり、GHQから辞任を迫られるという政治的な配慮があったのでしょうか。

足立 その点の配慮もあったでしょうね。産別会議の労働攻勢にはすごいものがありました。電産だけでなく、電工（全日本電気工業労組）の東芝も争議に入っていました。全炭、化学、全日本機器の争議も相次ぎ、全官公庁共闘の組合も人員整理反対や賃上げ闘争を準備していました。

電産争議で仮調印を結んだのは11月30日です。その2週間後に、全官公庁共闘が吉田内閣打倒国民大会を開催しております。日本の労働運動はこの大会をへて翌年の2・1ストへ向かっていくわけです。吉田内閣はまさに政権運営で

危機的な状態にあったと思います。けれども電産争議の解決においては 吉田内閣はもっと高いレベルで冷静に判断したのではないかと私は思っています。

どういことですか？

足立 日本経済の再建・復興のカギはエネルギーの確保にありました。吉田内閣のもとで、経済危機突破の政策として傾斜生産方式が採られましたけれども、そのエネルギーといえば当時、石炭と電気です。電気がないと鉄鋼も肥料も生産できなくなります。もし電気が止まった場合、その物理的、経済的損失は測り知れないものがあります。さらに社会不安の問題もからんできます。

政府はこういうふう考えたのではないのでしょうか。つまり、電産の組合は日本のエネルギー政策をになっているのであり、政府が、ここは賃上げを認めて日本経済の再建を軌道に乗せることを優先すべきか、それとも会社側に味方してあくまでも組合と徹底的にたたかうべきか、どちらを選んだ方が得策か、冷静に考えたと思います。

政府はある時点で、電産労組がストライキに入った場合の物理的、経済的損失は日本経済において測りしれないものがあると判断し、今後繰り返されるであろうエネルギー産業労働者の攻勢を、ここはいったん組合側の要求通りに賃上げを認めて一歩引いて鎮めておいた方が得策だ、と計算したのだと思います。私は、政府は賢明な判断をしたと思っています。電産の組合が勝ち取った大幅賃上げも、2、3年のうちに日本経済のさらなるインフレにおいて霧散したような感があります。

4 電産型賃金の意義と問題

日本で最初の賃金体系

1946年10月における電産第1次争議に関しては、これまでいろいろな視点から研究がなされ、その評価も高いものがあります。なかでも有泉亨さんは「電産10月争議（1946年）」（東京大学社会科学研究所編『戦後初期労働争議調査』調査報告第13集、1971年）において、絶賛に近い評価をされています。

有泉さんもこの論文で紹介していますが、直接調停にあたった中労委会長代理の末弘巖太郎さんご自身、電産争議について獲得した賃金要求のみならず、争議の形態・経過の面でも整然と取り組まれた「極めて知的な争議であった」と述べられています。足立さんは当事者として、電産の10月闘争についてどう評価されていますか。

足立 ええ、私も高く評価しております。当時は経営者にも、労働組合にも賃金理論がなかったのです。労働組合に賃金理論がなかったのは、ある意味では当然かもしれない。戦時中は賃金は統制されていたのであり、それ以前に労働組合それ自体、弾圧の対象とされていました。

労働協約や就業規則などは戦前からの研究があります。賃金理論や賃金体系に関する研究は、当時は空白だったのです。それでは産別会議に何か理論があったかといえば、これもない。日本共産党なんかも賃金理論はなく、昭和21年10月の賃金闘争ではいっさい指導は受けていないのです。

電産型賃金が果たして画期的かどうか、議論のあるところだと思います。けれども電産型賃金は日本で最初に編まれた賃金体系です。しかも、この点をとくに強調しておきたいのですが、電産という組合自身が、産別会議の10月闘争に参加する中で、自ら知恵を出し合って策定した賃金体系なんです。

生計費をベース

生計費をベースにした生活保障という論理は、戦後のすぐの時期の、インフレが激しい時代における賃金理論でもありました。有泉亨さんも先の論文で「生活の保障
それも労働力の再生産の保障」という事を基本として考えられている」(54頁)と述べておられます。

足立 電産型賃金の特徴は、繰り返しになりますけれども、生活費を基礎とした最低賃金制の確立をめざしたものです。生活権の擁護と生存権の確立、この理念はのちに日本国憲法の中で裏付けられるわけですが、従業員の生活保障を前面に出して組み立てた賃金体系でした。

前回、この電産型賃金の種本となったのは、小倉金之助の『家計の数学』(前出)であると申し上げました。カロリーを基礎とする理論生計費を出しますけれども、『家計の数学』を援用してエンゲル係数を出し、インフレの進行を勘案してエンゲル係数を何パーセントとするかを決め、これに能力給と勤続給をからませて組み立てておりました。だから、基準労働賃金については非常にわかりやすかったのです。

また、インフレ時代に労働者はどう労働生活を営むのかという論理があり、インフレ生活の中でも最低生活を営むことができるよう、賃金を物価にスライドさせたことも評価されると思います。いま「労働力再生産の保障」といわれましたけれども、電産型賃金は、労働者ないしは人間として、これぐらいの賃金でなければ生活が出来ないじゃないか、雇用しているかぎり従業員の最低生活を保障すべきである、という論理で組み立てられていたのです。

先に、大原社研や労研のことが話題になりました。あの当時、労研の藤本武さんなどが「最低賃金調査」とか、「最低生活調査」などを盛んに言っておりました。最低生活の思想云々の

ことはともかく、会社に勤めているかぎり従業員の生活について会社側はきちんと留意し、賃金原則というか、賃金体系において生活保障の論理を内在させて組み立てるべきであるという考えは、当時の状況では誰もが抱いたと思います。だから、電産型賃金はかなり説得的でもありました。

平等原理も確認

足立 この点も先に述べました。電産型賃金で評価されるのは、これまでの職階制による賃金形態を一応廃止したことにあると思います。書記とか主事とか、そういった職階を止めさせました。これは、ある意味では名目的であり、まあ幻想に近かったのですが、とにかく建前として廃止したのです。協定書でも「賃金ニツイテハ資格、階級制度並ニ学歴、性別ニヨル不平等ヲ取扱ハシナイ」(第2条第2項のホ)と明記されています。

これまでは学歴給、さらには縁故給などもあり、女性の給与は別表になっていて、男性とは大きな格差がありました。新しい賃金体系の結果、これまでの使用者における差別的、恣意的査定は無くなり、基本給は生活保障給、能力給、勤続給で構成され、賃金制度における平等性は形の上で確保されたと思います。

能力給について

電産型賃金体系では、基本賃金の範疇に能力給と勤続給を含ませております。結局400円に値切られたわけですが、組合側は当初、一人月額平均800円の能力給を要求していました。いっぽう生活保障給の場合、組合側は30歳で890円を要求しておりました。能力給と生活保障給において賃金要求の面ではあまり差異はないのです。僕は、電産型賃金体系において能力給の要素をかなり重視して

いることは問題だと思いますが、この点はどうでしょうか。

足立 私らの考え方の基本に、どうすれば資格制度を撤廃できるのか、学歴によらない賃金制度をどう工夫すれば可能か、という問題認識がありました。これらを能力給のなかでまとめて解決したわけです。解決したというよりはむしろ、解決を試みようとしたのです。能力給の査定は、実はあの時点では決まっていなかったのです。とにかく、資格制度や学歴給を撤廃しようという考えが先に立って、能力給の内容、範囲、比重については厳密に検討していなかった面があります。この点は率直にいつて認めなければならぬ。

先生のいまの話は、能力給に職階制の要素や、のちの職務給につながる側面があるのではないかと、といわれているのかもしれない。資格制度を撤廃し、学歴なんかも一切無視して、組合員として平等な賃金体系を構築しようとしたのですけれども、あの時点では無視し切れなかったのです。能力給の中に、前の尻尾を残すような結果となっていることは認めなければならぬのでは。

能力評価は実際に難しいでしょうね。

足立 そうです。個々人の能力をどう判定するかは、人間評価や技術・技能評価とも関係して、実際は非常に難しい問題でした。能力給の判定において組合の主体的な関与というか、リードできなかったことも事実なんです。組合や職場で決められず、査定は会社任せになっておりました。組合自体、能力給の判定に関与したくないという雰囲気もあったのです。

だから、会社側はパージ後の妙高の大会の時期に、賃金体系を改訂して職階制賃金に移したいと正式に組合に提案してきたのです。会社側は能力給の比重を薄め、職階的な比重を多くしようとしたわけですから。反対はあったけれども、

配電各社の事情もあり、組合内部も崩れ、結局は次第にそういう流れになってしまいました。

この点も指摘しておきます。電産型賃金体系に対して、当時、能力の差を付けなさ過ぎた、という批判が出ておりました。産別会議の斎藤一郎さんなんかはそうでした。斎藤さんは、能力の差を付けるべきであり、電産型の賃金では能力給が平均化され過ぎている、と批判しておりました。

『電産型賃金についての功罪』という本があります。これは、斎藤さんの受け売りなんです。能力の差をはっきりと付けるべきだという主張なんです。例えば電産の場合、電気技術士の資格が、建築士と同じように3種から1種まであり、1種は大学卒、3種は中学卒の資格で、博士の学位を持っている人もいたのです。相当な技能・技術を持っている人が、みんなとそう違わない能力給とするのはむしろ不公平であり、是正すべきである、という不満や批判がありました。けれども、これは当時として受け入れられない意見だったのです。

国鉄の分裂でも同じような経緯がありました。あのとき「俺たちは機関車を運転して何千人何百人の命を預かって走っているんだ。これを切符切りと一緒にされちゃかわない」という意見があったのです。鈴木市蔵さんなどが「いや、俺らに器量がなかったから、そこまで踏み込んでやれなかった」と述懐していましたけれどもね。

能力給の問題で電産の組合が分裂したのだ、という意見が根強くあります。斎藤一郎さんもこの種のことを述べておりました。私はこの意見に賛成できないし、真実ではないと思います。むしろ電産において問題になるのは、日発や配電各社の経営や収益の差なんです。

戦前の東京電灯＝関東配電、あるいは関西配電はもうかっていました。この二つの会社と日

発は高賃金を出せます。ところが北海道、東北、四国配電は実質赤字です。これらの赤字会社とくっ付いていたんじゃ、出せるところも出してもらえない、という問題が生じたのです。この前も話したかと思います。配電各社はプール計算であり、もうかっているところは平均化され、赤字会社に回ることになります。「もうかっている会社がプール計算に参加していると結局、持ち出しになって損をする。これは悪平均、悪平等だ」ということで、配電各社が経営別に分かれていき、これが電産労組の分裂の大きな一つの理由だと私は思います。

関東配電の場合、民同派が脱退して独自の組合を結成すれば、分け前をもらえるということで、会社側の宣伝もあり、関東配電労組になっていくのです。能力給の存在、あるいは能力給において差を付けなさ過ぎたことが、組合分裂のきっかけとなったのでは決してないと思います。この点は、強調して申し上げておきたいと存じます。

地域給について

基準労働賃金のもう一つの柱、地域給にも問題があったようですね。

足立 ええ、地域給の査定も苦労しました。地域給は当初、組合でもさほど問題にならなかったのです。しかし実際に1級地、2級地と区分する段階になりますと、物価状態や生活事情が複雑に絡み合い、等級化することは困難でした。

この地域的な生活における難易差を組合自身が査定しなければならず、大変苦労したのです。例えば、東京空襲や横浜空襲など戦災に遭い、住む家や食うものがない東京や横浜と、戦争の被害がほとんどなく、食糧確保の心配がさほどない東北や四国では生活事情は違います。また関東配電の地域でもそれぞれ難易差があり。実

際に私が住む神奈川県でも、横浜・川崎に住む組合員と三浦三崎や厚木の方に住む組合員とは、物価もかかる生活費も違います。

したがって、組合員の生活実態がどうなのか、組合が実地に調査しなければならなかったのです。私自身、厳寒の時期に妙高や新潟県へ行き、米やその他の生活物資の調査をしました。調べに行かないと向こうが納得しない。地域給の問題は、組合においてややこしい問題になってきました。結局、原則的には会社が責任をもって決める、ということになりましたけれども、会社が決めたその査定に、こんどは分会の役員がどういう判断・基準で決めたのか、納得できないと文句を言って来るのです。地域給を下げてください、なんて言うてくる分会や組合員は一人もいやしない(笑)

何か、能力給における査定の問題と似ていますね。

足立 ええ。一定の枠の中で支部や分会が地域給を奪い合うような、そういう現象が見られたのです。これが、非常に問題を内証させる原因となりました。私は、先に述べた能力給とこの地域給が、電産型賃金を内部的に崩壊させていくきっかけになったのではないかと、思っております。敵を外に、経営に求めるべきところを、むしろ組合内部に内紛をもたらすような格好になってしまいました。このことは、電産型賃金体系の作成において私らが当初、想定していなかった問題でした。

このたびは何回にもわたっての証言、有難うございました。次回は、電産民同についてお聞きしたく存じます。(完)